

(案)

あいち食育いきいきプラン 2020

～第3次愛知県食育推進計画～

平成28年3月

愛知県食育推進会議



食育の実践による 健康で活力ある「あいち」をめざして

私たちが豊かな人間性を育み生きる力を身につけていくためには、毎日の食が極めて重要です。食は単に空腹を満たせば良いというものではなく、栄養バランスのとれた規則正しい食習慣を身につけたり、家族や友人と楽しく食事をとることにより、健康な体や豊かな心を育んでいただくことが必要です。また、毎日の食生活と環境への影響について理解を進め、環境に優しい暮らしを築いていくことが求められています。

愛知県では、県民の皆様と一体となって食育を推進するため、教育、保育、社会福祉、医療・保健、農林水産業、食品産業等の関係者からなる「愛知県食育推進会議」により、第2次の愛知県食育推進計画である「あいち食育いきいきプラン2015」を作成して、平成27年度を目標に食育を県民運動として推進してきました。

その結果、県民の方々の食育に対する関心は高まり、朝食の欠食割合の改善や給食での地場産物の利用等が進展してきましたが、若い世代の食生活の乱れや成年男性に多い肥満など多くの課題が残されています。

食育の目的である「健全な食生活を実践できる人を育てる」ためには、息の長い継続した取組が不可欠であり、今後も食育の実践による健康で活力ある社会の実現を目指した取組を行っていく必要があると考えております。

そこで、これまでの取組の実績と評価を踏まえて、平成32年度を目標とする、第3次計画となる「あいち食育いきいきプラン2020」を作成しました。

県はこの新しいプランの推進に全力をあげてまいりますので、県民の皆様や食育を推進する関係の方々におかれましても、積極的に食育に取り組んでいただきますようお願いいたします。

平成28年3月

愛知県食育推進会議会長

愛知県知事 **大村秀章**

<もくじ>

I	プラン作成の経緯	4
II	プラン作成の基本的な考え方	5
1	プランの位置付け	5
2	プランの期間	5
3	プランの推進	6
III	これまでの取組の評価と今後の展開	7
1	「体」、「心」、「環境」に視点をおいた食育の評価	7
2	食育を支える取組の評価	15
IV	あいちの目指す食育	17
1	目指すべき姿と取組の方向	17
2	取組の特徴	18
3	食育の目標	24
V	県民の主体的な取組	30
VI	県や関係団体等の取組	32
1	目指すべき姿に向けての取組	
1-1	食を通じて健康な体をつくるために	33
1-2	食を通じて豊かな心を育むために	39
1-3	食を通じて環境に優しい暮らしを築くために	43
2	食育を支える取組	46
参考資料		
1	用語の解説	49
2	食育基本法・食育推進基本計画のポイント	55
3	愛知県食育推進会議条例（平成18年愛知県条例第4号）	58
4	愛知県食育推進会議委員名簿	59
5	愛知県食育推進計画検討会設置要綱	60
6	食育推進に関するお問合せ先	61

I プラン作成の経緯

- 国民の食生活をめぐる栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、食の海外への依存、伝統的食文化の継承の危機、食の安全への不安等、様々な問題に対応するため、国は平成 17 年 7 月に食育基本法を施行し、平成 18 年 3 月に食育推進基本計画を決定しました。
- 一方、愛知県は平成 18 年 3 月、条例により「愛知県食育推進会議」を設置し、同年 11 月に愛知県第 1 次食育推進計画である「あいち食育いきいきプラン」、平成 23 年 5 月に愛知県第 2 次食育推進計画である「あいち食育いきいきプラン 2015」を作成して、食育を総合的かつ計画的に推進してきました。
- その結果、朝食の欠食割合の改善、家族や友人と一緒に楽しく食事をする人の割合の改善、県産農水産物を優先して購入したいと思う県民の割合の増加、県内全市町村での食育推進計画の作成など、食育は着実に進展しています。
- しかしながら、20 歳代を中心とした若い世代は食生活の乱れが指摘されており、本県は各種ビタミンやミネラルを含む野菜の摂取量が低い水準となっています。また、学校給食における食物アレルギーへの対応の必要性や、依然として発生している食品ロスなど、食をめぐる様々な課題に対応していく必要があります。
- また、食育の目的である「健全な食生活を実践できる人間を育てる」ためには、今後も継続した長い期間での取組が必要です。
- こうした状況を踏まえ、今後も愛知県における食育を更に推進するため、「あいち食育いきいきプラン 2015」の基本理念や成果を継承した、「あいち食育いきいきプラン 2020」（第 3 次愛知県食育推進計画）を作成しました。

食育とは…

食育基本法では、「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」とこととされています。

また、「国民一人一人が『食』について改めて意識を高め、自然の恩恵や『食』に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、『食』に関して信頼できる情報に基づき適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、国民運動として食育の推進に取り組む」とも記載されています。

愛知県食育推進会議とは…

愛知県食育推進計画の作成及びその実施の推進を目的として、愛知県食育推進会議条例に基づき設置されているもので、愛知県知事を会長として学識経験者、教育関係者、保育・社会福祉関係者、医療・保健関係者、農林水産業関係者、食品関連事業・企業関係者、消費者団体関係者、公募県民等により構成されています。

Ⅱ プラン作成の基本的な考え方

1 プランの位置付け

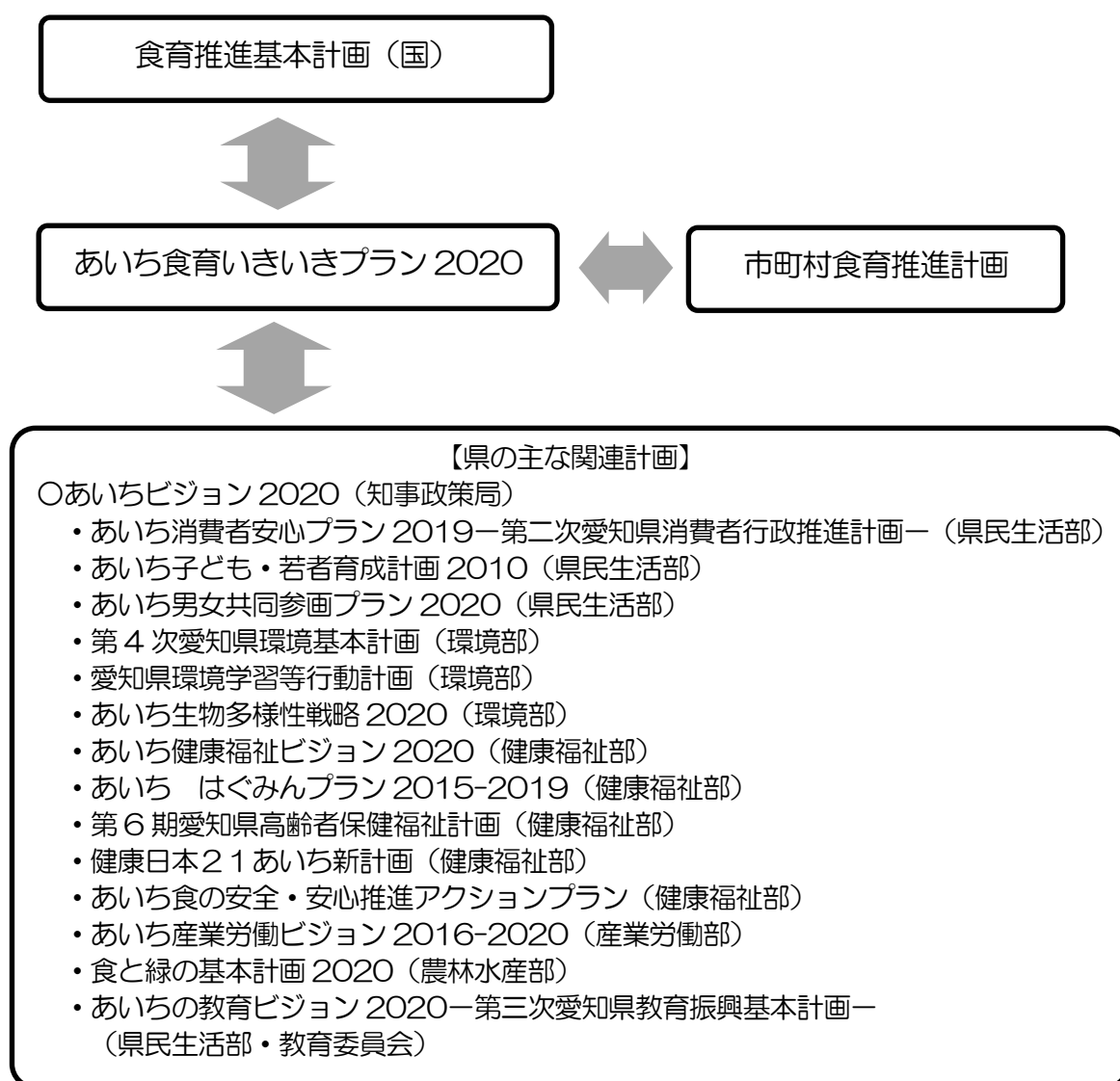
- 「あいち食育いきいきプラン2020」は、食育基本法（平成17年7月15日施行）第17条第1項で規定する都道府県食育推進計画に位置付けます。
- 「あいち食育いきいきプラン2020」は、県民一人一人が食の大切さを理解して、主体的に食育に取り組むための指針とします。
- 「あいち食育いきいきプラン2020」は、保育所、幼稚園、認定こども園^注、学校、職場、地域のあらゆる場所や機会において、教育、保育、社会福祉、医療・保健、農林水産業、食品産業等の関係者が連携・協力して、本県における食育に関する取組を総合的かつ計画的に推進するための基本とします。

2 プランの期間

- 平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までとします。
- なお、情勢の変化があった場合は、プランの期間内であっても必要に応じて見直しを行います。

3 プランの推進

- 愛知県食育推進会議が中心になって、県、市町村、団体、事業者などがそれぞれの役割と特性を生かしながら、様々に連携・協力して継続的な県民運動として展開します。
- 愛知県では、これまでも健康福祉、農林水産、教育など、それぞれの分野で計画を作成して食に関する施策を推進しており、これらの計画と連動して食育に取り組みます。
- また、国の食育推進基本計画に基づく施策の推進を図るとともに、地域に密着した食育活動が推進されるよう、市町村食育推進計画と密接に連携して取組を進めます。



Ⅲ これまでの取組の評価と今後の展開

平成 23 年 5 月に作成した「あいち食育いきいきプラン 2015」に基づき実施された取組に対して、「体」、「心」、「環境」の食育の三つの方向に沿った視点、並びに食育を支える視点に着目して、社会情勢の変化と併せて評価するとともに、今後の展開として必要とされる取組を示しました。

1 「体」、「心」、「環境」に視点をおいた食育の評価

1-1 食に関わる「体」の視点

(1) 現状と課題

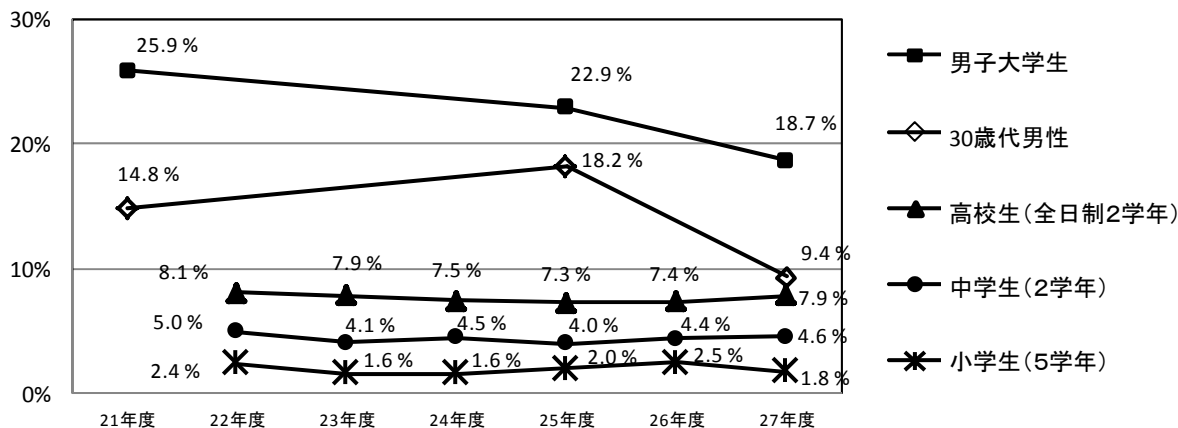
○ 食生活や栄養バランスの乱れ

朝食の欠食割合については改善がみられていますが、男子大学生では2割程度が欠食であり、朝食の欠食割合が高い傾向が見られます。

栄養バランスに優れた米を中心とし多様な副菜からなる日本型食生活^{注)}が崩れてきており、主食・主菜・副菜を1日2回以上そろえて食べる頻度は20歳代で最も低く、若い世代の食生活が乱れています。また、外食や調理済み食品等を購入し家庭で食べる中食が増加するなど食の多様化が進行しています。

野菜は各種ビタミンやミネラルを含み、健康づくりに大切な食品ですが、本県は成人1人あたりの野菜摂取量(平成26年調査値)は265gと全国的にみても低い水準となっています。また、朝食に野菜を食べている小中学生の割合は改善が見られていますが、今後も朝食に野菜をとることの重要性を一層啓発していく必要があります。

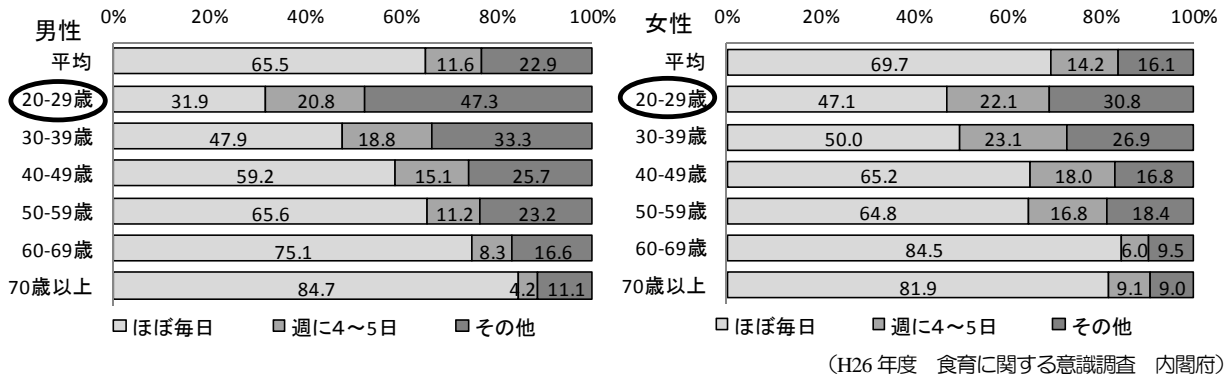
■朝食の欠食割合



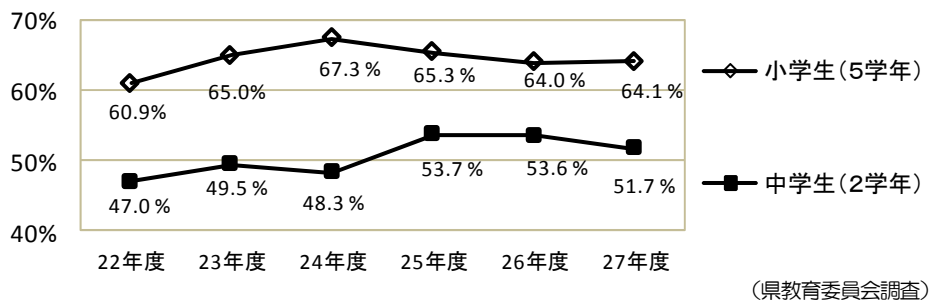
(県健康福祉部調査・県教育委員会調査)

※文中で「注)」の付いた語句は、冊子末尾の「用語の解説」で説明しています。

■主食・主菜・副菜をそろえて食べる頻度



■朝食に野菜を食べている小中学生の割合



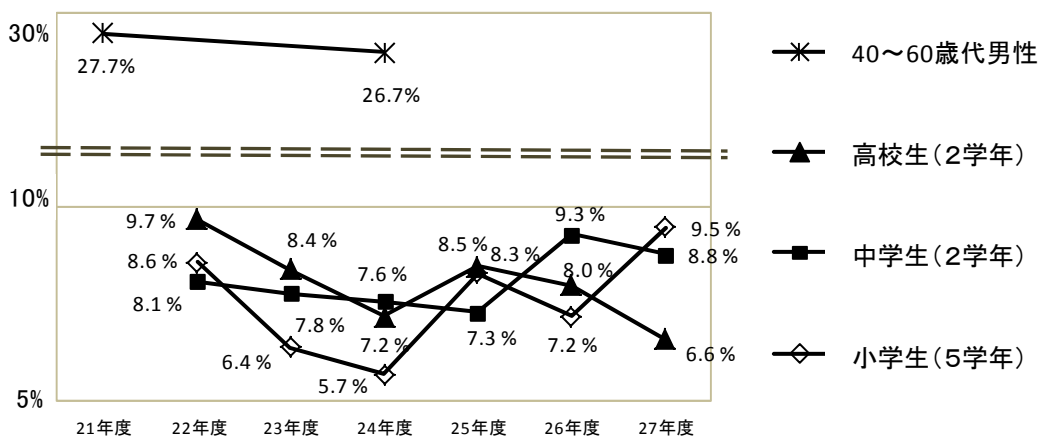
○ 肥満や瘦身の割合

小学生から高校生までの肥満の割合については、高校生では改善傾向がみられていますが、小学生・中学生では改善がみられていません。

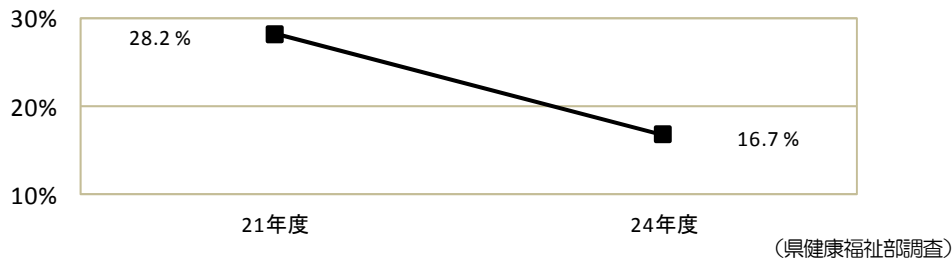
40～60歳男性の肥満の割合については、基準年に比べて改善していますが、約4人に1人が肥満であり、生活習慣病の発症が懸念されます。

やせている20歳代女性の割合については、改善傾向が見られています。若い女性のやせは、低出生体重児を出産する割合が高くなったり、将来、自身が骨粗しょう症になりやすくなるなどの危険があります。しかし、生活習慣ややせ願望などはすぐには改善できませんので、小児期など早い時期からの働きかけが必要です。

■肥満の割合



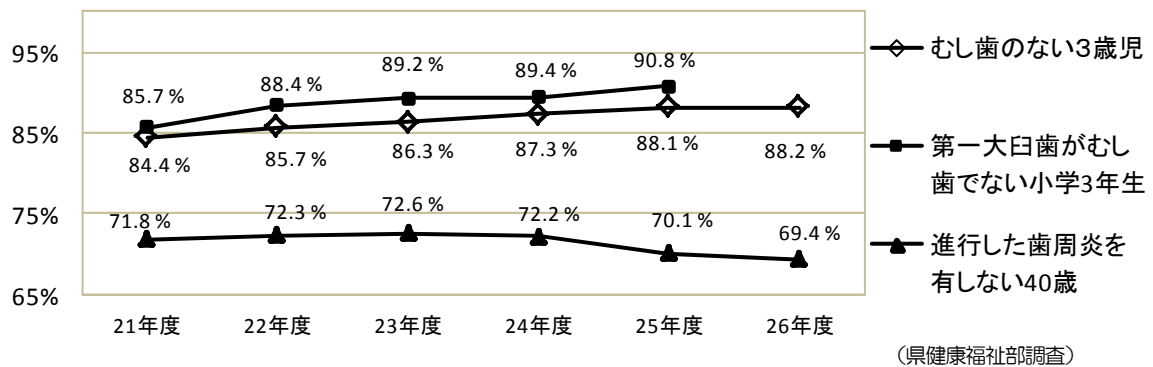
■ やせている20歳代女性の割合



○ 健康な歯を持つ人の割合

むし歯のない3歳児及び小学3年生は、市町村における乳幼児歯科保健事業の充実や永久歯むし歯予防の啓発が進んだことにより改善しています。しかし、進行した歯周炎を有しない40歳の割合については、改善がみられていませんので、若い世代からの歯肉炎予防、定期的な歯科の受診を促す等継続した取組が必要です。

■ 健康な歯を持つ人の割合



○ 食の安全に対する不安

食品表示の適正化の推進や食の安全・安心に関する知識と理解が深められるよう情報の提供を行っており、食の安全に対する不安を感じたことのある県民は減少傾向ですが、食の安全に対する不安感は依然として高い状態です。また、食物アレルギーを有する児童が、学校給食後にアナフィラキシーショックの疑いにより亡くなるという事故の発生があったことから、文部科学省では、学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方等について通知を行い、その後、安全性を最優先とする大原則の下に「学校給食における食物アレルギー対応指針」を示しました。

(2) 今後の展開

○ 栄養バランスのとれた規則正しい食生活の実践

子どもの頃から栄養バランスのとれた規則正しい食習慣を身に付け、自立した生活

を送るまでに、食の知識や調理技術を身につける取組を進めます。

大学や就業している事業所等への啓発を進めるなど大学生以降の若い世代を中心とした食生活の改善に向けた取組を進めます。

○ 食の多様化を踏まえた取組の実施

外食や中食を利用する際に栄養バランスのとれた食生活ができるよう、栄養バランスのとれた食事やお弁当・そう菜等の提供を促すとともに、栄養バランスのとれた食事を選択することができるように、飲食店や弁当・そう菜等での栄養成分等の表示を推進します。

○ 野菜摂取量を増やす取組の推進

野菜は各種ビタミンやミネラルを含み、健康づくりに大切な食品であるため、野菜摂取量を増やす取組を進めます。

○ 食の安全に関する信頼の構築

食品表示を始めとした食の安全に関する正しい知識を普及するとともに、近年増加する食物アレルギーに対応するため、食物アレルギーに対する正しい理解促進を行い、学校給食における食物アレルギーの危機管理体制を構築します。

1-2 食に関わる「心」の視点

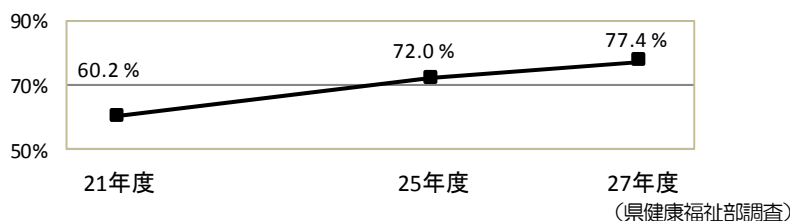
(1) 現状と課題

○ 食を楽しむゆとりの確保

女性の社会参加等が進み共働き世帯が増加してきたこと、核家族化が進んだことなどにより、家族形態が多様化しています。その結果、家族団らんの機会を確保することが難しくなっていることから、毎月19日を「おうちでごはんの日」とし、街頭活動などで啓発を行ってきたところ、家族や友人と一緒に楽しく食事をする人の割合については改善しています。

■ 家族や友人と一緒に楽しく食事をする人の割合

(1日最低1食、家族や友人と一緒に楽しく30分以上かけて食事をする人の割合)

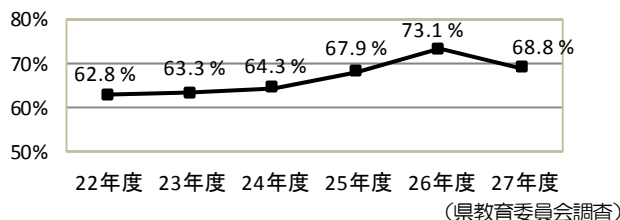


○ 体験や交流を通じた食の理解促進

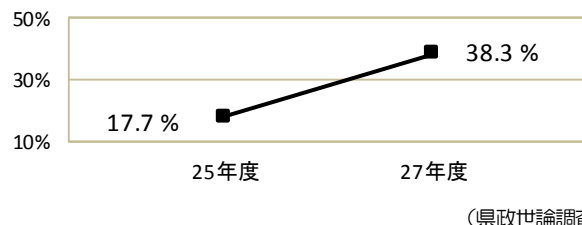
産業構造の変化や食の外部化等が進む中で、多くの人にとっては食料の生産や加工等の現場に直接ふれる機会が少なくなっているため、県や多くの団体が、体験や見学等の取組を進めてきました。農林漁業体験学習に取り組む小学校の割合や、市民農園を利用して野菜を栽培するなどの農林水産業に親しむ活動に参加する県民の割合は順調に増加しています。

■ 農林漁業体験学習に取り組む小学校の割合

(名古屋市を除く)



■ 農林水産業に親しむ活動に参加する県民の割合

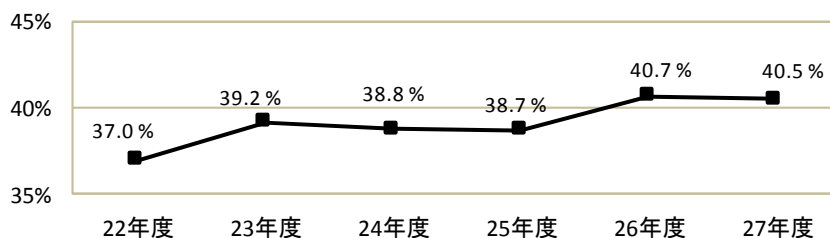


○ 食文化や食事作法等の理解と継承

米を中心とした日本の伝統的な食生活が失われつつあり、国連教育科学文化機関(ユネスコ)は平成25年12月に和食を日本人の伝統的な食文化としてユネスコ無形文化遺産に登録しました。今後はこれを契機に栄養バランスに優れ健康的な食事スタイルである日本の食文化を見つめ直すとともに、次世代に向け保護・継承されることが期待されています。

また、地場産物やその生産などについての関心や理解を深めるために、学校給食において、地場産物や郷土料理等の導入を促進しており、平成27年度の地域の産物を活用する割合は40.5%に達しています。

■学校給食において地域の産物を活用する割合（全食品数に占める県産食品数の割合）



（県教育委員会調査）

（2）今後の展開

○ 食を楽しむゆとりの確保

家族や友人等と食卓を囲んでの楽しい食事は、幼少期には食事作法や食に関する感謝の心の体得、長じては食に関する学習や実践、食文化の継承にも役立つことから、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス^注）の普及促進を図るとともに、引き続き毎月19日の「おうちでごはんの日」の啓発を進めます。

○ 体験や交流を通じた食の理解促進のための環境整備

食生活が自然の恩恵のもとに成り立っていることを理解するとともに、食物やそれを生産・供給する人々に対する感謝の心を持つことが大切であることから、体験や交流の機会の充実を図るなどの取組を進めます。

○ 地域の食文化の継承

日本の伝統的な食文化である和食がユネスコ無形文化遺産として登録されました。これを契機に栄養バランスに優れ健康的な食事スタイルである日本の食文化を見つめ直すとともに、郷土料理等の地域の食文化を次世代に向け保護・継承していくための取組を進めます。

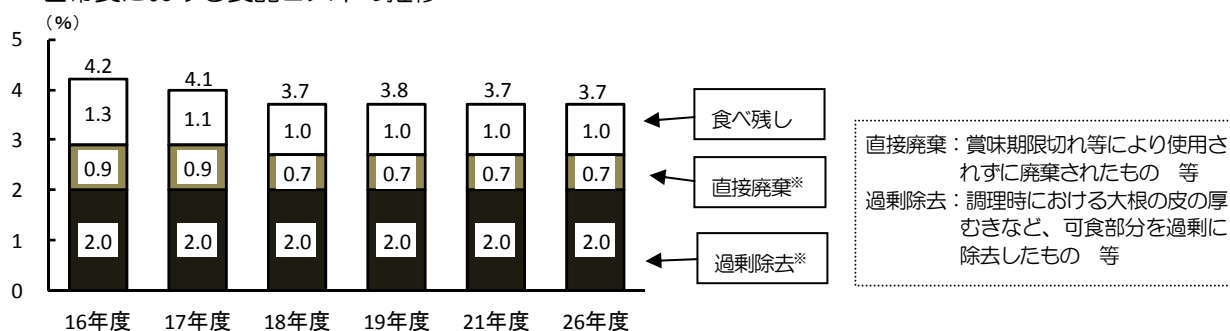
1-3 食に関わる「環境」の視点

(1) 現状と課題

○ むだや廃棄の少ない食事づくり

食べ残しや消費期限・賞味期限切れなどに伴う食品の廃棄（食品ロス）が、年間約642万トン発生し、うち312万トンが一般家庭から発生していると推計されています。世帯食における食品ロス率は低下傾向にあります。平成18年度以降はほぼ横ばいであり、依然として一定の割合で食品ロスが発生しています。

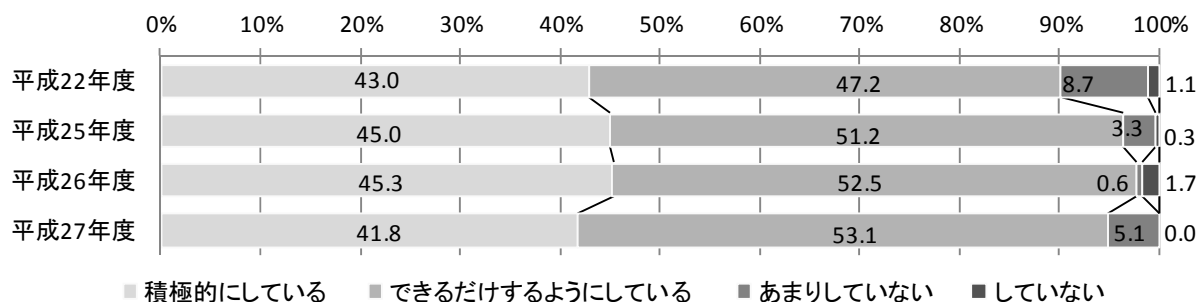
■ 世帯食における食品ロス率の推移



（「食品ロス統計調査」農林水産省）

「むだな買物をしない」、「食材を最後まで使い切る」などの家庭でできる食品ロス削減術の啓発等を行ってきましたが、むだや廃棄の少ない食事づくりを積極的に行っている人の割合は改善がみられていません。一方、5割以上の県民が「できるだけするようにしている」と回答しており、関心の高さがうかがえます。

■ むだや廃棄の少ない食事づくりを積極的に行っている人の割合

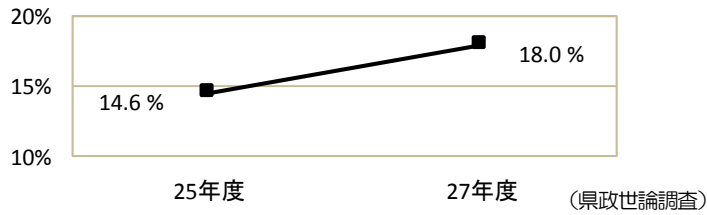


（県消費生活モニターアンケート調査）

○ 地産地消^注の取組の推進

「いいともあいち運動^注」の推進によるシンボルマークの貼付商品の拡大、生産者と消費者の交流会、県産品を使った料理教室、農林水産フェアの開催等により、県産農林水産物のPRを推進してきた結果、県産農水産物を優先して購入したいと思う県民の割合は増加しています。

■ 県産農水産物を優先して購入したいと思う県民の割合（米、野菜、果物、肉、卵、魚の購入意向の平均）



○ 農林水産業や食品関連事業者における環境への配慮

農林水産業においては、化学肥料・化学合成農薬の低減や資源循環の推進、食品産業においては、食品リサイクルの推進などに取り組んでおり、環境や安全等に配慮して農業生産工程を管理する GAP 手法の導入組織・法人数は、行政や農業団体による積極的な導入支援により 93 件（平成 22 年度）から 140 件（平成 26 年度）に増加しています。食品産業においても、食品廃棄物の減量や再生利用等の実施率は年々向上しています。

(2) 今後の展開

○ 食を通じた環境への配慮の啓発

毎日の食生活における環境への影響に関する理解を深め、環境に配慮した食生活の実践に取り組む人づくりを進めるため、子どもに対する環境学習を推進するとともに、環境に配慮した食料品等の購入等を啓発します。

○ 地産地消^{注)}の推進と農林水産業の役割への理解促進

地域で生産された農林水産物を地域で消費することは、輸送において使用される石油資源やエネルギーを軽減することにつながります。また、農林水産業は生物多様性^{注)}の保全や、水源のかん養^{注)}など環境を保全する機能を有しています。そのため、生産者と消費者の相互理解にもつながる地産地消を進めるとともに、農林水産業の役割への理解を促進する取組を進めます。

○ 農林水産業や食品関連事業者における環境への配慮の徹底

農林水産業や食品関連事業者においては、今後も環境への配慮を徹底することにより、食べ物の生産・提供から生じる環境への負荷を軽減します。

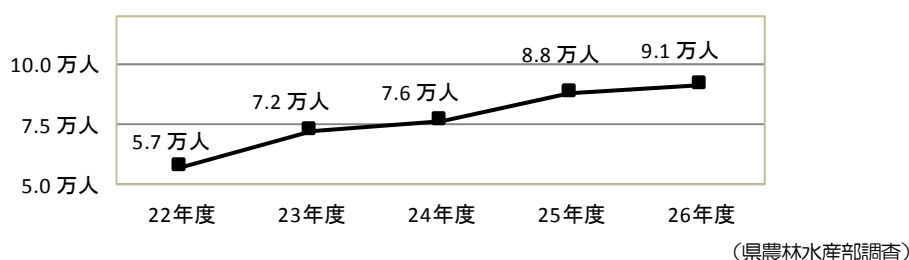
2 食育を支える取組の評価

(1) 現状と課題

○ 食育推進ボランティアなどの活動

行政や団体等による積極的な食に関する普及啓発を行った結果、食育に関心のある県民の割合は平成 26 年度で 98%に達しています。また、食育推進ボランティアから食育を学んだ人数についても、平成 26 年度に 9.1 万人に達するなど順調に増加しています。

■食育推進ボランティアから食育を学んだ人数



○ 企業における食育への取組の進展

企業の社会貢献意識の高まりがみられるようになり、平成 19 年 10 月には、食育に積極的に取り組もうとする愛知県発祥の企業 9 社が自発的に集まり、「あいち食育サポート企業団^{注)}」が結成（現在は 14 社）され、店舗等での食育イベントの実施を積極的に行っています。

平成 20 年頃から、コンビニエンスストアと都道府県との連携の動きが盛んとなりました。愛知県では、平成 28 年 2 月末現在、県内に店舗のあるコンビニエンスストア 5 社及びスーパーマーケット 3 社と「連携と協力に関する包括協定^{注)}」を結んでいます。各社の協定項目には、食育や地産地消^{注)}などの推進が含まれています。

県では平成 20 年度に、「外食栄養成分表示店」制度を拡充し、栄養成分表示の他、食育に関する情報提供を行う飲食店等を「食育推進協力店^{注)}」として登録する制度を開始しました。平成 26 年度末には、2,730 店が登録されています。

○ 市町村における食育推進計画の作成

平成 26 年度末までに全市町村で食育推進計画が作成され、各地域で食育を推進するための環境づくりが進んでいます。

○ いいともあいち運動^{注)}の推進

県内の消費者と生産者が相互理解や交流を深めたり、地産地消^{注)}を進めることで、県民みんなで県の農林水産業を支えていく取組である「いいともあいち運動」につい

では、シンボルマークの貼付促進やキャンペーンの開催、県との包括協定等に基づくコンビニエンスストアでの新商品開発・販売、農林水産フェアの開催などのPR活動を行ってきましたが、認知度は上昇していません。

■ 「いいともあいち運動」を知っている人の割合



(2) 今後の展開

○ 食育を推進するための環境づくり

県内全ての市町村で食育推進計画が作成され、食育推進の環境づくりが進みました。今後は地域の実情に応じた食育を推進するために、県、市町村、団体、事業者等がそれぞれの役割を果たしながら、一層の連携・協力を努めます。

○ 人材の育成と活動の充実

食育推進ボランティア及び食生活改善推進員^{注)}の育成や活動の充実を図るとともに、県民からの要望に対するコーディネートの充実を図ります。また、学校における食育の中核的な役割を担う栄養教諭^{注)}の配置拡大を進めるとともに、市町村における栄養行政の推進を担う管理栄養士・栄養士^{注)}についても、その配置が促進されるよう働きかけを行います。

○ いいともあいち運動^{注)}の推進

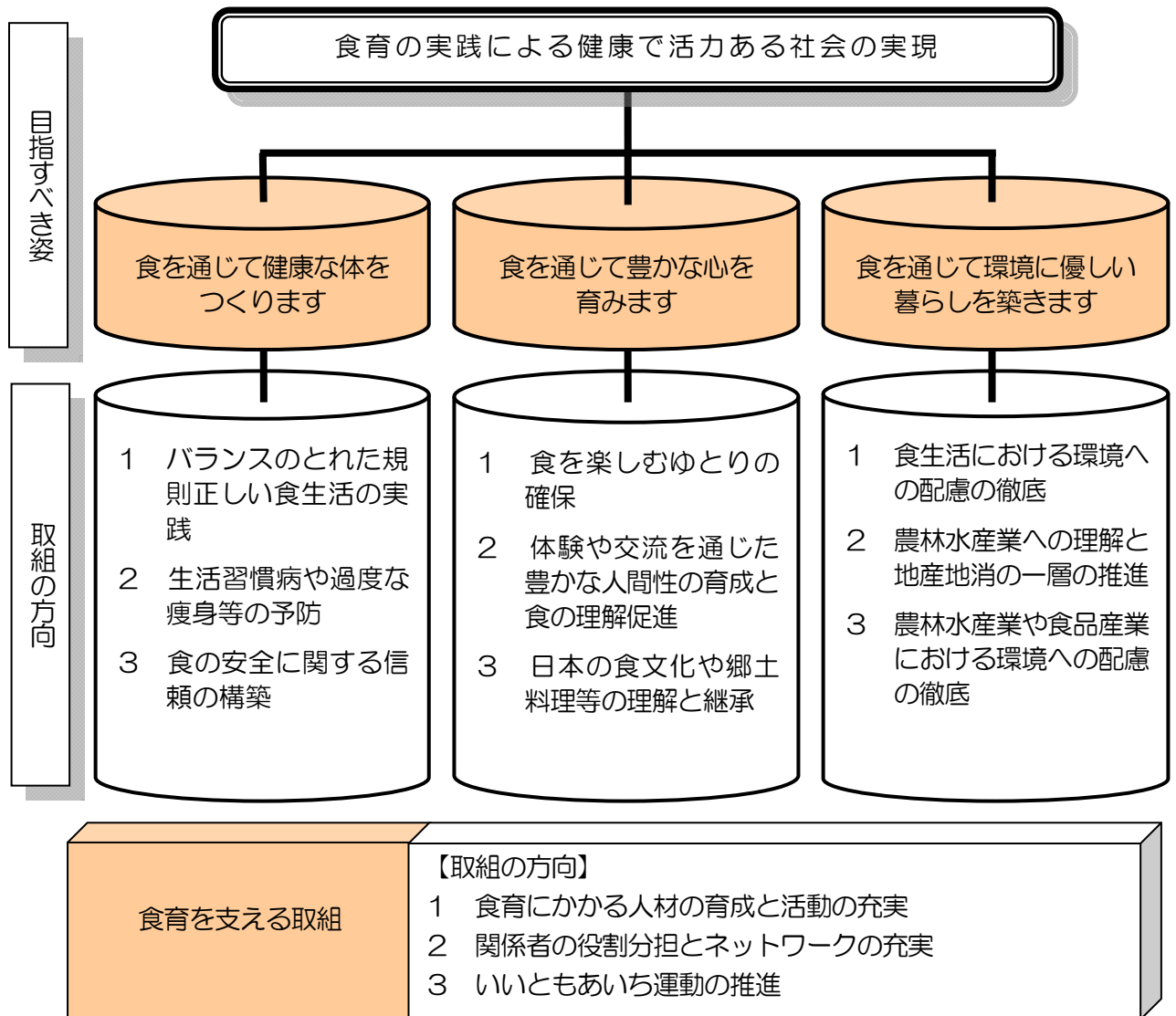
県内の消費者と生産者の相互理解や地産地消^{注)}を推進していく本県独自の取組である「いいともあいち運動」について、より一層の推進を図ります。

IV あいちの目指す食育

1 目指すべき姿と取組の方向

○ 「あいち食育いきいきプラン」(第1次計画)及び「あいち食育いきいきプラン2015」(第2次計画)の特徴である「体」、「心」、「環境」に着目した食育を継承することにより、健康で活力ある社会の実現を目指します。

○ 規則正しい食生活の実践などにより「健康な体をつくる」ことはもとより、感謝の気持ちや食を大切に作る心といった「豊かな心を育む」こと、食べ残しや食品の廃棄量を減らすなどの「環境に優しい暮らしを築く」ことを基本とします。

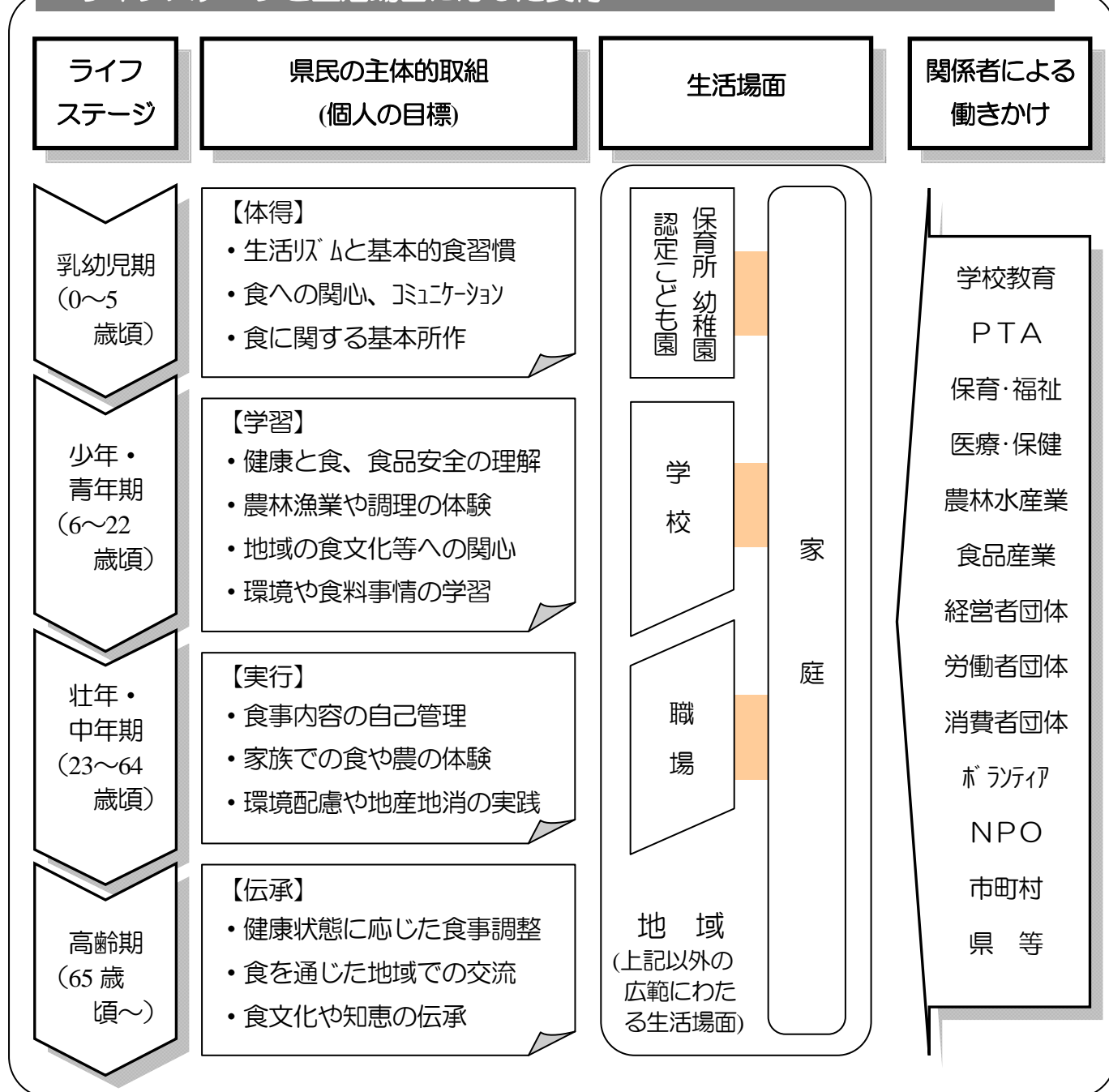


2 取組の特徴

(1) ライフステージと生活場面に応じた食育

- あらゆる世代の県民が健全な食生活を送り、心身ともに健康で豊かに暮らすためには、生涯を通じた中断のない食育が重要です。
- このため、乳幼児から成人、高齢者に至るまで、生涯にわたってそのライフステージと生活場面に応じた食育を進めます。

ライフステージと生活場面に応じた食育



【家庭】

家庭は日常生活の基盤であり、家族、とりわけ子どもが家庭での食事や食卓等での家族団らんなどを通じて、望ましい食習慣を身に付ける場として極めて重要です。また、学校での学習や地域での体験活動で得られた知識や技術を身に付けていくために、家族間での情報共有や、家庭での実践が重要です。

【保育所・幼稚園・認定こども園^{注)}】

乳幼児期から、発達段階に応じて豊かな食の体験を積み重ね、楽しく食べる体験等を通じて食への関心を育み、基礎的な食習慣を身に付ける場です。このため、保護者組織や医療・保健関係者を始め、地域社会の関係者、あるいは小学校関係者と連携を図りながら食育を実施します。

【学校（小学校～大学）】

子どもたちが生涯にわたり心身の健康と豊かな人間性を育むため、望ましい食習慣を身に付け、食の自己管理能力を培うとともに、食を通じて感謝の心を育み、社会性を身に付ける人間関係の形成能力を養う場です。このため、PTAや医療・保健関係者を始め地域社会の幅広い関係者と連携・協力し、食育の取組を推進します。

【職場】

若い世代や働く世代への食育は、健康管理や生活習慣病予防の点から重要なため、職場において積極的に取り組むことが必要です。このため、経営者や労働者団体を中心に、健康診断等における医療・保健関係者との連携や、社員食堂を活用した食品関連事業者との連携により食育を実施します。

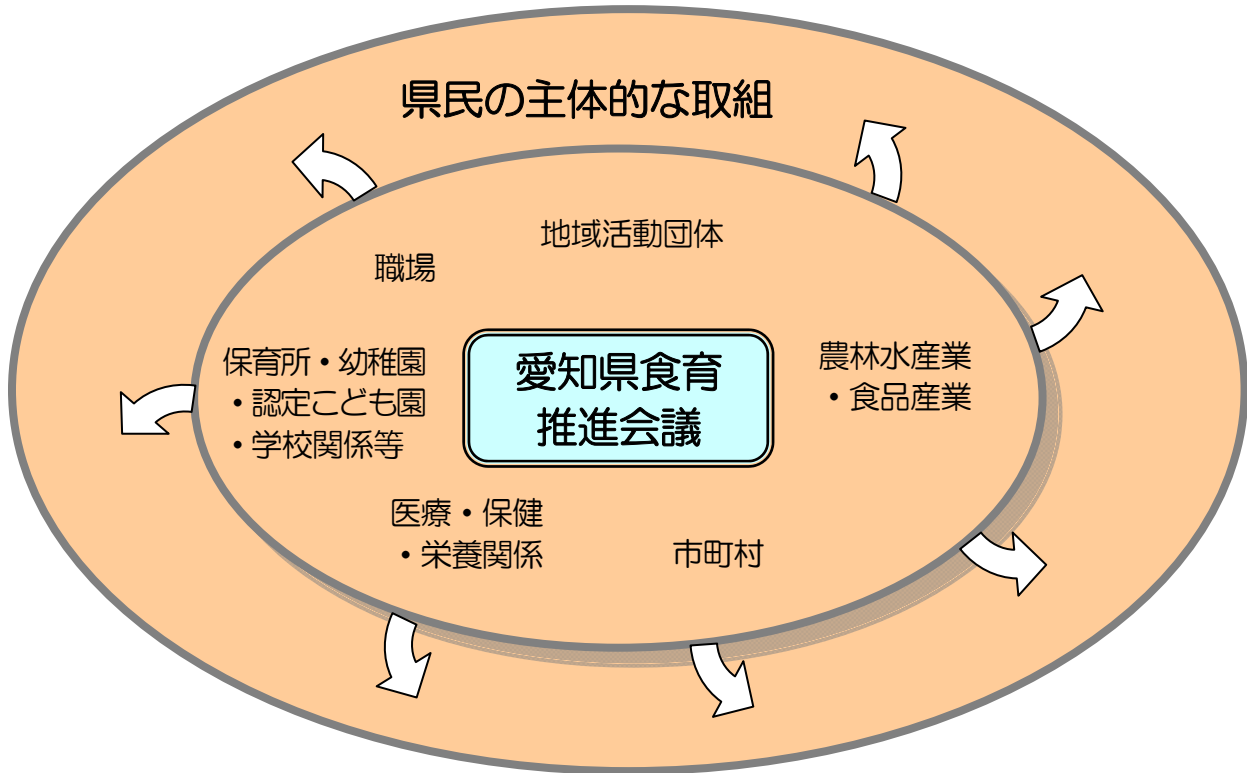
【地域（上記以外の広範にわたる生活場面）】

県民一人一人がいつでも、どこでも食育に接し、生涯を通じた食育の実践が図られるよう、学区や町内といった身近な地域社会を軸に、多様な関係者が、児童館、コミュニティセンター、医療機関、薬局、食品販売店、食堂など様々な場面において食育に取り組めます。

(2) 多様な関係者による食育の取組

食育に関する取組の実効性を高めるためには、食にかかわる多様な関係者が、その役割と特性を生かしつつ、お互いに連携・協力して、県民の主体的な取組を促すことが重要です。このため、県民運動として食育を展開するために、愛知県食育推進会議を中心に、情報の発信や共有に努め、多様な関係者による取組を促します。

多様な関係者による食育の取組



保育所・幼稚園・認定こども園・学校関係等

- 子どもの指導と保護者への情報提供
- 保育・教育活動や給食等を通じ推進
- 地域等と連携した体験活動も実施

職場関係 (経営者・労働者団体)

- 働く世代への健康管理
- 健康診断や食堂等を活用
- 家族で食卓を囲む環境づくり

医療・保健・栄養関係

- 食と健康の観点からの指導等
- 肥満や痩身対策、口腔機能維持など

農林水産業・食品産業

- 安全で環境に配慮した生産物・食品の供給
- 情報や体験機会等の提供

地域活動団体 (ボランティア・NPO・社会福祉団体等)

- 地域からの支援や実践促進
- 食生活改善や食を通じた交流等

市町村

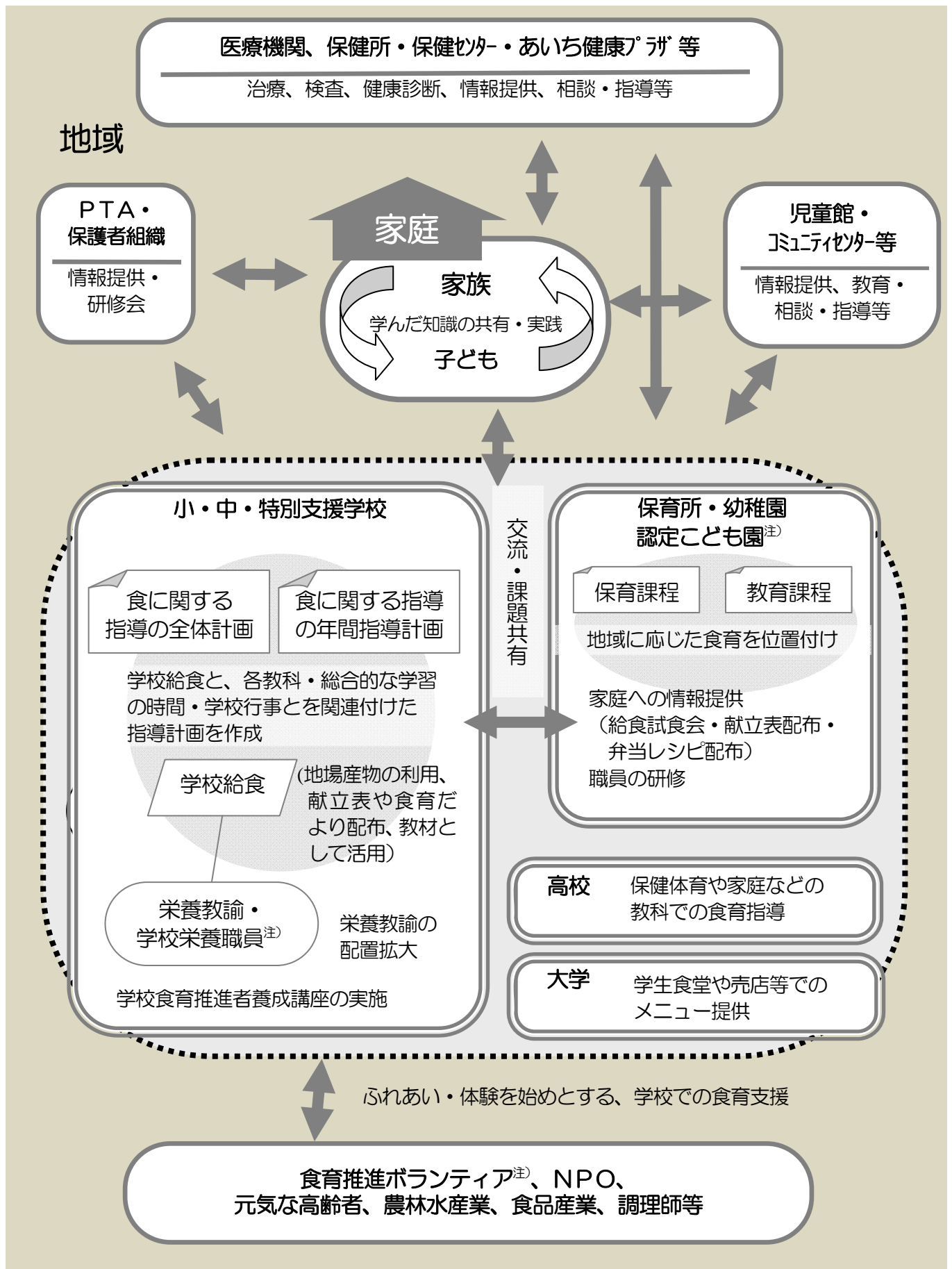
- 地域の実情に応じた取組の推進
- 食育推進計画の作成と実施

県

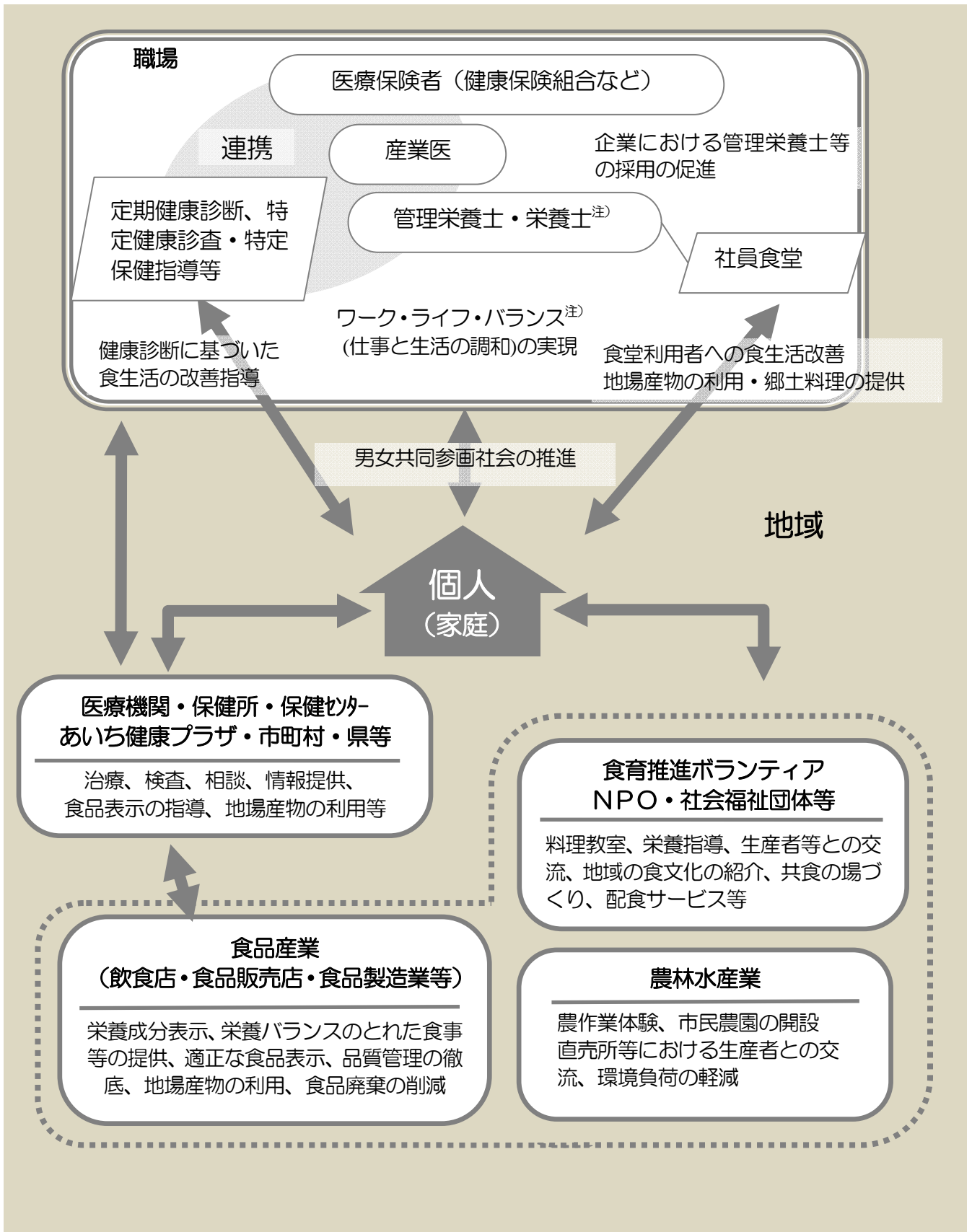
- 県民運動としての推進
- 連携や情報共有の調整役
- 人材の育成や活動の支援

- 保育所・幼稚園・認定こども園^{注)}・学校関係等
子どもの指導と、その保護者への情報提供が基本であり、保育・教育活動や給食・弁当の時間等での指導を通じて、地域社会の関係者と連携した体験活動も取り入れながら、発達段階に応じた食育を推進します。
- 職場関係（経営者・労働者団体）
従業員の望ましい食生活の実践のため、健康診断や社員食堂などを活用して情報提供を行うなど健康管理に努めます。また、家族で食卓を囲むことができるような環境づくりを推進します。
- 医療・保健・栄養関係
肥満や過度な痩身、健全な口腔機能の維持などの指導や情報提供、栄養相談など食と健康の観点から食育に取り組みます。
- 農林水産業・食品産業
安全で環境に配慮した生産物や食品を県民に提供するとともに、生産や製造・加工・流通工程等の情報提供や、体験や交流の機会を提供するなど、食への理解促進を図る取組を進めます。
- ボランティア・NPO・社会福祉団体などの地域活動団体
料理教室や食育劇など多様な手法により、食生活の改善にかかる様々な情報や技術の提供や、食を通じた地域での交流、次世代への食文化の継承などを通じて、地域からの食育の支援や実践を促します。
- 市町村
食育を推進するためには、県民に最も身近な存在である市町村が、多様な関係者と連携・協力しながら、地域の実状に応じたきめ細かい取組を進めることが重要です。
このため、地域の特性を生かした市町村食育推進計画の作成等を推進するとともに、その効果的な実施のため、様々な地域活動団体などと連携して取組を進めます。
- 県
広域的自治体として、市町村や多様な関係者との連携を密にしながら、県民運動として食育を推進します。
このため、相互の取組の連携や情報共有の調整役を果たすとともに、食育情報の提供等を支援します。また、食育活動を行う人材の育成と活動の充実を図ります。

乳幼児期、少年・青年期における関係者の取組連携のイメージ



壮年・中年期、高齢期における関係者の取組連携のイメージ



3 食育の目標

(1) 「体」、「心」、「環境」の食育三本柱についての目標

ア 食を通じて健康な体をつくるための目標

○ 朝食の欠食割合

朝食は、活力ある一日を過ごすためのスタートとなる食事です。健康な体づくりに必要な栄養素の摂取だけではなく、会話を通じて家族のきずなを深めることにもつながります。

生活習慣の形成途上であり心身の成長期にある小学生や中学生、学校給食が終了し生活が不規則になりがちな高校生、並びに実際に欠食する割合の高い男子大学生及び30歳代男性の朝食欠食割合を減らします。

○ 朝食に野菜を食べている小中学生の割合

小中学生の朝食については、欠食の改善に加え、成長期であることから、食事の内容まで踏み込んだ指導が求められます。

主食、主菜、副菜のそろった朝食の指標として、野菜を食べている小中学生の割合を増やします。

○ 野菜の摂取量

野菜は各種ビタミンやミネラルを含み、健康づくりに大切な食品であることから、成人1日あたりの野菜の摂取量を350g以上に増やします。

○ 肥満・やせの割合

肥満を予防することは、生活習慣病の予防につながります。将来への影響の大きい小学生と中学生、生活が不規則になり始める高校生、生活習慣病の発症が心配される20～60歳代の男性について肥満者の割合を減らします。

また、過度な瘦身志向が数字に表れている20～30歳代女性について、やせの割合を減らします。

○ 自分の適正体重を認識し、体重コントロールを実践している人の割合

体重は、肥満ややせ過ぎを予防するためのバロメーターです。自分の適正体重を認識し、食事や運動により体重コントロールを実践している人の割合を増やします。

○ 健康な歯を持つ人の割合

歯の健康は、おいしく豊かな食生活に欠かせません。健康な歯でよくかむことは、肥満防止、脳の活性化など全身の健康につながります。

「むし歯のない3歳児」、「第一大臼歯がむし歯でない小学校3年生」及び「進行した歯周炎を有しない40歳」の割合を増やします。

項目	基準年	目標 (H32)
■朝食の欠食割合 小学生（5学年） ¹⁾ 中学生（2学年） ¹⁾ 高校生（全日制2学年） ¹⁾ 男子大学生 ²⁾ 30歳代男性 ³⁾	1.8%(H27) 4.6%(H27) 7.9%(H27) 18.7%(H27) 9.4%(H27)	0% 3%以下 5%以下 15%以下 5%以下
■朝食に野菜を食べている小中学生の割合¹⁾ 小学生（5学年） 中学生（2学年）	64.1%(H27) 51.7%(H27)	80%以上 80%以上
■野菜の摂取量⁴⁾（成人1日あたりの摂取量）	265g(H26)	350g以上
■肥満・やせの割合 肥満：小学生（5学年） ⁵⁾ 肥満：中学生（2学年） ⁵⁾ 肥満：高校生（2学年） ⁵⁾ 肥満：20～60歳代男性 ⁶⁾ やせ：20～30歳代女性 ⁶⁾	7.2%(H26) 9.3%(H26) 8.0%(H26) 24.2%(H24) 21.7%(H24)	6%以下 7%以下 8%以下 22%以下 16%以下
■自分の適正体重を認識し、体重コントロールを実践している人の割合³⁾ 男性 女性	35.7%(H27) 43.8%(H27)	44%以上 53%以上
■健康な歯を持つ人の割合 むし歯のない3歳児 ⁷⁾ 第一大臼歯がむし歯でない小学3年生 ⁸⁾ 進行した歯周炎を有しない40歳 ⁹⁾	88.2%(H26) 90.8%(H25) 69.4%(H26)	93%以上 94%以上 79%以上

- 出典 1) 愛知県教育委員会調べ
 2) 愛知県健康福祉部調べ
 3) 県政世論調査（愛知県健康福祉部）
 4) 国民健康・栄養調査（厚生労働省）
 5) 学校保健統計調査（文部科学省）
 6) 生活習慣関連調査（愛知県健康福祉部）
 7) 愛知県乳幼児歯科健康診査調査（愛知県健康福祉部）
 8) 地域歯科保健業務状況報告（愛知県健康福祉部）
 9) 愛知県歯周疾患検診実施状況報告（愛知県健康福祉部）

イ 食を通じて豊かな心を育むための目標

○ 家族や友人と一緒に楽しく食事をする人の割合

家族や友人と一緒に食卓を囲んでコミュニケーションを持つことは、食の楽しさを実感し、心の安定をもたらします。

1日最低1食、家族や友人と一緒に楽しく30分以上かけて食事をする人の割合を80%以上にします。

○ 農林水産業に親しむ県民の割合

農林水産業の体験等を通じて、自然の恩恵や食にかかわる人々の活動への感謝や理解が深まります。

地域の生産者等の協力を得ながら、継続的に栽培活動や体験的活動を実施している小学校の割合（名古屋市を除く）を80%以上にします。

また、市民農園^{注)}、農業体験農園^{注)}、農業塾^{注)}、小学生等を対象とした水産業体験などで農林漁業を体験する主な活動参加者数を8.4万人以上にします。

○ 学校給食における地域の産物の活用

学校給食で地域の産物を多く活用することにより、地元でとれる食材やその生産などについて園児や児童生徒が関心や理解を深めることは、地域の食べ物を大切にする心を育て、食べようとする意欲につながります。

学校給食において、全食品数に占める県産食品数の割合を45%以上にします。また、年間に使用した県産食品の種類を60種類以上とします。

項目	基準年	目標 (H32)
■家族や友人と一緒に楽しく食事をする人の割合¹⁾ (1日最低1食、家族や友人と一緒に楽しく30分以上かけて食事をする人の割合)	77.4%(H27)	80%以上
■農林水産業に親しむ県民の割合 農林漁業体験学習に取り組む小学校の割合 ²⁾ (名古屋市を除く)	68.8%(H27)	80%以上
農林漁業を体験する主な活動参加者数 ³⁾	7.7万人(H26)	84万人以上
■学校給食における地域の産物の活用²⁾ 全食品数に占める県産食品数の割合 年間に使用した県産食品の種類	40.5%(H27) 54種類(H26)	45%以上 60種類以上

出典 1) 県政世論調査(愛知県健康福祉部)

2) 愛知県教育委員会調べ

3) 愛知県農林水産部調べ

ウ 食を通じて環境に優しい暮らしを築くための目標

- むだや廃棄の少ない食事づくりを積極的に行っている人の割合
 食材を有効に使ってむだや廃棄の少ない食事をつくることは、ごみの減量につながります。これを積極的に行っている人の割合を50%以上にします。

- エコファーマー新規累計認定者数
 農林水産業において生産活動が環境に与える負荷を軽減する取組を推進します。
 化学合成農薬や化学肥料の使用を減らし、環境に優しい農業に取り組むエコファーマーの新規累計認定者数を5,600人以上にします。

項目	基準年	目標 (H32)
■むだや廃棄の少ない食事づくりを積極的に行っている人の割合 ¹⁾	41.8%(H27)	⇒ 50%以上
■エコファーマー新規累計認定者数 ²⁾	5,360人(H26)	⇒ 5,600人以上

出典 1) 消費生活モニターアンケート調査（愛知県農林水産部）
 2) 愛知県農林水産部調べ

(2) 食育を支えるための目標

「体」、「心」、「環境」に視点をおいた食育の目標に加えて、食育を支えるための目標を次のとおりとします。

○ 食育推進ボランティアから食育を学んだ人数

県民一人一人が食育に関心を持つだけでなく、自ら実践するためには、地域で自主的に食育活動に取り組む多様な人材から知識や技術を学ぶことが効果的です。

愛知県では、地域で食を学ぶ機会が拡大するよう、こうした食育に携わる方々に対し「愛知県食育推進ボランティア^注」として登録いただき、その活動を支援しています。

食育に携わる人材を通じた学びの状況を示す指標として、「愛知県食育推進ボランティア」から食育を学んだ人数を年間10万人以上にします。

○ 「いいともあいち運動^注」を知っている人の割合

「いいともあいち運動」は、県内の消費者と生産者が相互理解や交流を深めたり、地産地消^注を進めることで、県民みんなで県の農林水産業を支えていこうという、本県独自の取組です。

「いいともあいち運動」を知っている人の割合を25%以上にします。

項目	基準年	目標 (H32)
■食育推進ボランティアから食育を学んだ人数 ¹⁾	9.1万人(H26)	10万人/年間
■「いいともあいち運動」を知っている人の割合 ²⁾	19.6%(H27)	25%以上

出典 1) 愛知県農林水産部調べ
2) 県政世論調査(愛知県農林水産部)

V 県民の主体的な取組

あらゆる世代の県民が健全な食生活を送るには、生涯にわたる切れ目ない食育が必要です。

	乳幼児期（0～5 歳頃）	少年・青年期（6～22 歳頃）
ポイント	<p>【体得】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○体の発育が盛んで、五感が発達し、周りのものへの好奇心が旺盛。 ○望ましい食習慣の形成や食への関心を持つための基礎をつくる。 	<p>【学習】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自分でできることの範囲が広がる。親元を離れ、自立した生活を始める。 ○家庭、学校、地域において、食と健康に関する知識や食の大切さを学ぶとともに、学んだ知識を家族と共有し、規則正しい食習慣を身に付ける。
健康な体をつくる	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 早寝早起きや睡眠等の生活リズム、基本的食習慣を身に付ける。 <input type="checkbox"/> いろいろな食べ物を味わい、味覚を育てる。 <input type="checkbox"/> 歯みがきの習慣を身に付ける。 <input type="checkbox"/> よくかんで食事をする習慣を身に付ける。 <input type="checkbox"/> 手洗い、うがいの習慣を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 朝食を始めとする規則正しい食習慣の重要性を理解し、毎日実践する。 <input type="checkbox"/> 栄養と食品の正しい知識に基づいて自ら判断できる能力を身に付ける。 <input type="checkbox"/> 肥満、痩身の健康被害を知り、自分に適した食事の内容や量を調節する。 <input type="checkbox"/> 生活習慣病に関する知識を持つ。 <input type="checkbox"/> 正しい歯みがきの仕方を身に付ける。 <input type="checkbox"/> 食品の産地、栄養などの表示を知る。 <input type="checkbox"/> 食中毒などと食品の購入・保存・調理と結び付けて理解し、予防の方法を知る。 <input type="checkbox"/> 食物アレルギーに関する知識を持つ。
豊かな心を育て	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 家族や友達と一緒に食事をするものの楽しさを味わう。 <input type="checkbox"/> 様々な料理を口にし、食に興味を持つ。 <input type="checkbox"/> 動植物への親しみと感謝の気持ちを持つ。 <input type="checkbox"/> 簡単な調理や片付けの手伝いをする。 <input type="checkbox"/> 季節や行事にちなんだ料理を楽しむ。 <input type="checkbox"/> 食事の挨拶や正しい箸の使い方などの基本的な食事作法を身に付け始める。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 家族や友達と一緒にの食事を楽しみながら、マナーや思いやりの大切さを実感する。 <input type="checkbox"/> 農林漁業の体験や食品製造現場を見学し、食べ物の生産への理解を深める。 <input type="checkbox"/> 自ら作った食事を家族や友達と食べる楽しさを経験する。 <input type="checkbox"/> 自立した生活を送るまでに基本的な調理技術を身に付ける。 <input type="checkbox"/> 季節や行事にちなんだ料理や地域独自の食文化、旬の食材を知り、関心を持つ。 <input type="checkbox"/> 食事のマナーを身に付ける。
暮らしを楽しく環境に優しい	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 食べ残しがよくないことを知る。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 食生活と環境との関わりや世界の食料事情を学び、問題意識を持つ。 <input type="checkbox"/> 食べ物を残さず食べるようにするなど、学んだ知識をもとに自ら行動する。 <input type="checkbox"/> 生物多様性の保全など、農林水産業の多様な機能を理解する。 <input type="checkbox"/> 地元の農林水産物を知り、親しみを持つ。

それぞれのライフステージに応じた食育を、できることから主体的に取り組みましょう。

壮年・中年期（23～64 歳頃）	高齢期（65 歳頃～）	目指す姿
<p>【実行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職場や地域社会で活発に活動。徐々に体の機能が低下し、健康への意識が高まる。 ○出産や育児をきっかけに健全な食生活への関心が高まる。 ○健康状態や活動の程度に合わせて食事の内容を見直し、生活習慣病を予防する。 	<p>【伝承】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○退職や子どもの自立などにより生活が変化する。 ○健康状態や活動の程度に合わせて食事の内容を見直すとともに、食文化の継承などに努める。 	<p>バランスのとれた規則正しい食生活を実践している。</p>
<ul style="list-style-type: none"> □朝食を始めとする規則正しい食習慣を維持するとともに、子どもにも規則正しい食習慣が身に付くよう環境を整える。 □毎日の食事に野菜を多く取り入れるようにする。 □生活習慣病や痩身等への知識を持ち、食事の自己管理をする。 □定期的に健診（特定健診など）を受診して、健康状態をチェックする。 □かかりつけ医やかかりつけ歯科医を持ち、早期治療を行い、疾病の重症化を予防する。 □食品表示の知識を食品選択に活用する。 □食の安全や食品衛生の知識を持ち、食中毒など食品による危害を防止する。 	<ul style="list-style-type: none"> □健康状態に合わせた適切な食事内容を理解し、実践する。 □定期的に健診（特定健診や後期高齢者健診など）を受診して、健康状態をチェックする。 □かかりつけ医やかかりつけ歯科医を持ち、早期治療を行い、疾病の重症化を予防する。 □いつまでも自分の歯でかめるようにする。 □経験に基づいた、食の安全や食品衛生に関する知恵を次代に伝える。 	<p>生活習慣病や過度な痩身、歯の疾病を予防し、健康に暮らしている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> □仕事と生活の両立を意識し、家族や友人と食を楽しむゆとりを持つ。 □分担して家事に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> □世代を超えて食を通じた交流をはかる。 □地域の集まりなどを活用し、人とともに食事をする機会を持つ。 	<p>食の安全に関する正しい知識を持ち、安全な食を選択できている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> □農林漁業の体験や食品製造現場を見学し、食べ物の生産への理解を深める。 □家庭で子どもと料理等を行い、子どもが地域や学校等で学んだ知識や料理体験等を家族で共有する。 □料理教室への参加等により、自らの食生活を見直したり、料理を作る楽しさを体験する。 	<ul style="list-style-type: none"> □食べ物に対する感謝の気持ちの大切さを、次代に伝える。 	<p>家族や友人とコミュニケーションをとりながら、楽しく食事をとれている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> □季節や行事にちなんだ料理と地域独自の食文化を理解し、自分で調理する。 □地域で生産された旬の食材を生かし、米を中心とした食事づくりを心がける。 	<ul style="list-style-type: none"> □季節や行事にちなんだ料理や地域独自の食文化や食事作法を、次代に伝える。 	<p>体験や交流を通じて、食の生産や加工に携わる人々への理解を深め、感謝の気持ちを持っている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> □エネルギー・水などのむだを減らすなど、環境に優しい食生活を実践する。 □食べ残しや食品の廃棄を減らす。 	<ul style="list-style-type: none"> □「もったいない」の精神や、環境に優しい食生活の知恵を次代に伝える。 	<p>食文化や食事作法を理解し、継承できる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> □生物多様性の保全や洪水の防止など、農林水産業の多様な機能への理解を深める。 □地元の農林水産物を、積極的に利用する。 	<ul style="list-style-type: none"> □地元の農林水産物を使った料理を次代に伝える。 	<p>「もったいない」意識を持ち、環境に配慮した食生活を実践している。</p>
		<p>農林水産業に理解を持ち、地元の農林水産物を積極的に利用している。</p>

VI 県や関係団体等の取組

以下では、取組を働きかける生活場面を下記のとおり表示

【保幼】：保育所・幼稚園・認定こども園

【学校】：小学校～大学 【職場】：勤務先 【地域】：その他の場所

食育の推進について、県や関係団体等は、あいちの食育が目指す3つの方向に即して、ライフステージと生活場面に応じ、それぞれの役割と特性を生かしつつ連携・協力して、継続的に情報提供や実践促進活動を行っていきます。

取組の体系

		保幼	学校	職場	地域		
目指すべき姿に向けての取組	食を通じて健康な体をつくるために	バランスのとれた規則正しい食生活の実践	●	●	●	●	
		生活習慣病や過度な痩身等の予防	●	●	●	●	
		食の安全に関する信頼の構築	●	●	●	●	
	食を通じて豊かな心を育むために	食を楽しむゆとりの確保	●	●	●	●	
		体験や交流を通じた豊かな人間性の育成と食の理解促進	●	●	●	●	
		日本の食文化や郷土料理等の理解と継承	●	●	●	●	
	食暮らしを築くために	食生活における環境への配慮の徹底	●	●	●	●	
		農林水産業への理解と地産地消の一層の推進	●	●	●	●	
		農林水産業や食品産業における環境への配慮の徹底	●	●	●	●	
	食育を支える取組	食育にかかる人材の育成と活動の充実	ア 保育・教育機関における推進体制の充実	●	●	●	●
			イ 社会人を対象とした推進体制の充実	●	●	●	●
			ウ 愛知県食育推進ボランティアの育成と活動の充実	●	●	●	●
		関係者の役割分担とネットワークの充実	エ 食育に係る多様な人材の育成と活動の促進	●	●	●	●
			オ 食育推進資材の作成や調査の実施	●	●	●	●
			ア 活動主体同士の情報共有と連携の強化	●	●	●	●
いいともあいち運動の推進		イ 既存のネットワークを活用した関係者間の情報共有	●	●	●	●	
		ウ 食育に関する情報発信の充実	●	●	●	●	
		ア 運動の定着促進	●	●	●	●	
		イ 協働活動の充実	●	●	●		
		ウ 県産農林水産物の利用拡大	●	●	●		

1 目指すべき姿に向けての取組

1-1 食を通じて健康な体をつくるために

食事は生活の基本であり、特に幼い頃から食事を中心に生活リズムの基本的な流れをつくるとともに、生涯にわたって望ましい食生活を実践することが必要です。愛知県では、健康長寿あいちの実現（健康寿命の延伸と健康格差の縮小）を目指して「健康日本21あいち新計画」を作成し、市町村、健康関連団体等とともに県民主体の健康づくりに取り組んでいます。

これを踏まえ、乳幼児期から高齢期にいたるまでライフステージに応じた「バランスのとれた規則正しい食生活の実践」、子どもの肥満予防や思春期からの過度な痩身の予防、職場等での健康指導など「生活習慣病や過度な痩身等の予防」、及び「食の安全に関する信頼の構築」に取り組めます。

(1) バランスのとれた規則正しい食生活の実践

バランスのとれた規則正しい食習慣を身に付けることは、健康な体をつくるための第一歩です。日本型食生活^注の啓発や食生活指針^注、食事バランスガイド^注等の活用により、バランスのとれた規則正しい食生活の実践を推進します。

ア 乳幼児期における基本的な食習慣の確立

- 1※ **地域** 乳幼児期からの適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の育成等を図るため、乳幼児健康診査など市町村における各種母子保健事業や児童館など地域の保育・子育て支援の場を活用し、保護者等に必要な知識を提供するとともにその実践を促します。
- 2 **保幼** 保育所や幼稚園、認定こども園^注の保育課程や教育課程の中に地域に応じた食育を位置付けるとともに、職員の研修、給食の献立内容の充実や給食試食会の実施、献立表の家庭への配付、弁当作りのための参考レシピの提供、食に関する相談や情報提供等を行います。

なお、食育の効果を高めるため、管理栄養士・栄養士^注、愛知県食育推進ボランティア^注など地域の人材を活用するとともに、子どもの発達の連続性等を考慮し、小学校との交流や課題共有などに努めます。

イ 学校における小中学生への食に関する指導のさらなる充実

- 3 **学校** 学校給食を、栄養バランス、地域の産業、食文化、自然や環境等への理解を深めるよう「生きた教材」として活用します。

なお、学校全体で食育に取り組むために、教員を対象とした学校食育推進者養成講座を開催するとともに、各教科や特別活動、総合的な学習の時間等と関連付けた「全体計画」及び「年間指導計画」を各学校で作成することにより、食に関する指導の充実を図ります。

- 4 また、この計画づくりの中核となる栄養教諭^注の配置を拡大するとともに、国事業の活用により、先進的な食育の取組の実践等を行い、その成果をもとに、県内の学校へさらなる食育の推進を図ります。
- 5 併せて、愛知県食育推進ボランティア^注など地域の人材との連携により、指導の充実を図ります。

ウ 小中学生の食育のための家庭への支援

- 6 **学校** 家庭に対して、栄養バランスのよい食事が心と体のバランスのとれた健康な子どもの育成に重要であるとの認識を定着させるため、「早寝早起き朝ごはん」運動^注を展開し、家庭で食が話題となるよう「食育だより」等を配付するとともに、給食試食会等を開催します。

なお、小学校入学前の入学説明会等の際に、基本的生活習慣の確立を啓発する資料を配付し説明します。

- 7 また、これらの事例を学校間で共有し、取組の深化を図ります。
- 8 **地域** 子どもの基本的生活習慣を形成し、生活リズムを整えるため、「親の学び」リーフレット（愛知県）や「家庭教育手帳」（文部科学省）などの啓発資料を活用し、「早寝早起き朝ごはん」運動の実践を促します。
- 9 また、PTA活動においては、研修会の開催やホームページでの情報発信などにより望ましい食習慣などについて家庭への啓発を行います。
- 10 なお、一人親世帯の増加や子どもの相対的貧困率の上昇などの社会情勢を踏まえ、スクールソーシャルワーカー等による教育相談体制の整備により、学校と福祉関連機関との連携が強化されるよう働きかけを行います。

エ 高校における食育の充実

- 11 **学校** 保健体育や家庭などの教科の中で食育の観点から指導を行うとともに、適切な啓発資料の活用や教職員に対する研修の充実を図ります。また、将来の親を育てるという観点から、ホームルーム活動等を活用して、生徒が自らの食生活を省みて、自らの課題として取り組むよう促すとともに、食の知識や調理技術の習得の必要性を啓発します。
- 12 また、将来、食育の指導的立場に立つことが期待される農業・家庭・看護・福祉などの専門学科で学ぶ高校生について、望ましい食生活や食の安全など食育に関連した指導を充実します。

オ 青年期以降の若い世代を中心とした食育の推進

- 13 **学校・職場・地域** 大学生等を中心とした若い世代に対する啓発や食に関する講演会、職場の給食施設への巡回による啓発等により、食育について主体的に考え、実践する機会を作ります。
- 14 なお、飲食店で提供される食事や市販の弁当、そう菜等へのエネルギーや栄養成分の表示を促進するため、「食育推進協力店^注」の登録を進めます。また、栄養バランスのとれた食事が様々な場面で提供されるよう「生活習慣病予防その他の健康増進を目的として提供する食事の目安^注」の普及に努めます。

カ 妊産婦や乳幼児を持つ親への食育の推進

- 15 **地域** 食への関心の高まる妊産婦や乳幼児を持つ親に対して、妊娠期及び授乳期における適切な食習慣の確立を支援するため、市町村や医療機関が実施する母親教室等において、「妊産婦のための食生活指針^注」に基づいた健康教育や情報提供を行うとともに、授乳期以降の食の重要性についても啓発を行います。

キ 高齢期における食による健康維持の推進

- 16 **地域** 高齢期になると、身体機能や食欲の低下等から栄養状態が悪くなり、やせてきたり筋力・抵抗力が衰えたりすることがあります。
このため、愛知県食育推進ボランティア^注等が行う料理教室や、市町村が介護予防事業の中で取り組む栄養改善教室などの実施により、正しい知識等を習得する機会を提供します。
- 17 また、市町村等による見守りを兼ねた配食サービスなどを充実することにより、身体機能の低下した高齢者の栄養改善を図ります。
- 18 一方、歯の喪失による摂取食品の偏りが栄養不足に影響することから、かめる歯の健康保持と適切な歯の治療を促します。

ク 野菜摂取量を増やす取組の推進

- 19 **地域** 野菜は各種ビタミン、ミネラルを含み、健康づくりに大切な食品であることから、野菜摂取量が少ない背景を調査するとともに、野菜摂取量を増やす取組を進めます。

(2) 生活習慣病や過度な痩身等の予防

がん、高血圧症、脂質異常症、糖尿病、歯周病など生活習慣病を予防するため、若年期からのメタボリックシンドローム^{注)}や若い女性を中心とした過度な痩身について、食生活の改善や歯の大切さの啓発など食の視点を中心に予防対策を推進します。

ア 子どもの肥満予防等の推進

- 20 **保幼** 健康診断や定期の体重・身長測定の結果を踏まえて、関係者が家庭と連絡を取りながら肥満の予防や改善に取り組みます。
- 21 **学校** 健康診断や定期の体重・身長測定の結果を踏まえて、養護教諭が担任や栄養教諭・学校栄養職員^{注)}(以下「栄養教諭等」と連携し、児童生徒の肥満を予防するとともに、肥満傾向の児童生徒に対しては、改善の顕著な事例をモデルにして、効果的な指導を実施します。

また、学校医、学校歯科医、学校薬剤師による学校保健活動の充実を図るとともに、学校保健委員会等の機会を生かし、児童生徒及び保護者の健康に対する意識を高め、生活習慣病等の予防に努めます。

イ 歯の大切さについての子どもへの啓発活動の推進

- 22 **保幼・学校** 歯科健康診断結果を踏まえ、関係者が園児・児童生徒や保護者へのむし歯・歯肉炎予防の指導や歯みがきの習慣付け等の啓発を行います。
- また、歯の役割や全身との健康の関わり、よくかみ味わって食べることの大切さ、「8020運動^{注)}」の意義等について、広く啓発活動を推進します。

ウ 思春期からの過度な痩身の予防対策

- 23 **学校** 養護教諭が担任や栄養教諭等と連携し、成長期にはバランスのとれた食事が欠かせず、過度の痩身願望によるダイエットが妊娠中に低体重出生児が生まれるリスクを高め、その後の子どもの成長に影響を及ぼすなど、必要な知識を児童生徒とその保護者に対して普及啓発します。
- 24 また、大学では食品・栄養関係学科の学生や管理栄養士^{注)}等と連携し、学園祭や健康診断などの機会を活用して、過度な痩身が心身の健康に及ぼす影響と、健康状態の改善に必要な知識を普及啓発するとともに、学生食堂や売店などでのメニュー提供等により健全な食生活の実践を促します。

エ 職場での健康診断等に基づく食生活改善のさらなる推進

- 25 **職場・地域** 定期的な健康診断、特定健康診査・特定保健指導等に基づき食生活の改善を促すため、健康管理者、医療保険者、医師、管理栄養士・栄養士^{注)}等の連携を推進

します。また、メタボリックシンドローム^{注)}に着目した、特定健康診査・特定保健指導の効果的な実施に向け、特定健康診査・特定保健指導情報を始めとした、健診データ等の分析・評価を行い、地域（二次医療圏）ごとに開催している、地域・職域連携推進協議会などの機会を通じて、情報提供を行います。

- 26 なお、社員食堂等の給食施設の巡回・指導や、企業における管理栄養士等の配置促進等を通じて、利用者に対する生活習慣病予防対策に向けた食生活の改善を推進します。

オ 地域における健康づくりの推進

- 27 **地域** 栄養士等の活動や県民の健康づくりの拠点施設である「あいち健康プラザ」、保健所、市町村保健センター、医療機関、薬局等において、適度な運動と併せて適切な栄養摂取や食生活の指導を行います。

- 28 また、「8020運動^{注)}」や「噛ミング30（カミングサンマル）^{注)}」を推進しながら、年代に応じた食べ方や、よくかみ味わって食べることの大切さを啓発し、歯・口の健康管理の指導や定期的な歯科検診の受診を促すなど、食生活を支える歯の健康維持に取り組みます。

(3) 食の安全に関する信頼の構築

県民が食の安全に関する正しい知識と理解を深め、安心して健全な食生活を実践できるよう、食品表示や食品の安全性確保のための対策などについて、情報の提供や意見交換などを行います。また、学校給食等における食物アレルギーへの対応を進めます。

ア 食品表示の適正化の推進

- 29 **地域** 食品事業者に対して食品の表示に関する調査・指導や研修会を実施するとともに、食品表示110番^{注)}の設置や消費生活モニター^{注)}の活動を通じて食品表示の適正化を推進します。

- 30 なお、食品表示に関する研修会やパンフレット等により、県民に対して表示制度の理解促進を図ります。

イ 食の安全に関する情報提供や意見交換

- 31 **地域** 食の安全・安心について、インターネット（「食の安全・安心情報サービス」など）やパンフレット等で科学的な知見に基づく情報を提供します。

また、食の安全についての最新の情報提供や意見交換等のため、食品の安全に関するリスクコミュニケーション^{注)}の開催、保健所職員による講習会等を行います。

なお、事業者に対しても安全確保対策等の積極的な情報発信を働きかけます。

- 32 **学校** 栄養バランスを考え、いろいろな食材が使われている学校給食を教材として活用して、児童生徒に様々な食品や料理の知識を身に付けさせ、食品表示などの食品の品質や安全性等の情報への関心を高めます。

ウ 安全に関する自主管理と情報開示の促進

- 33 **地域** 農産物等に関する生産履歴の記帳の徹底やトレーサビリティ^{注)}の効率的な運用などに取り組み、生産段階の情報を消費者に適切に提供できるよう進めます。
- 34 また、「愛知県 HACCP 導入施設認定制度」^{注)}により食品製造施設等への HACCP システムの導入を促進し、県内の食品関連事業者の自主衛生管理水準を高め、食の安全性の確保に努めます。

エ 食品と医薬品との相互作用等に関する普及啓発

- 35 **地域** 保健機能食品^{注)}（特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品）制度や医薬品との相互作用、農薬や食品添加物等の正確な情報を把握し、それについて普及啓発します。

オ 学校給食等における食物アレルギーへの対応

- 36 **保幼** 食物アレルギーについての正しい理解促進を行い、食物アレルギーにより食事制限がある子どもに対して、安全性を確保した上で、食物アレルギーに対応した給食を提供する等により楽しい食事時間を送ることができるよう配慮します。
- 37 **学校** 食物アレルギーについての正しい理解促進を行い、「学校給食における食物アレルギー対応指針」、「学校における食物アレルギー対応の手引」等に基づき、各市町村教育委員会及び学校に食物アレルギー対応委員会を設置し、給食対応の基本方針の作成、危機管理体制を構築します。

食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供します。そのためにも安全性を最優先とし、学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み無理のない（過度に複雑とならない）対応を行います。

1-2 食を通じて豊かな心を育むために

私たちが普段口にしている「いただきます」、「ごちそうさま」、「もったいない」という言葉には、動植物の命や食に関わった人々への感謝の念、あるいは物を大事にする心が込められており、こうした思いを大切にしながら、家族や友人との食事等を通じて互いの心にふれあうとともに、子どもから大人までが食に関する感謝の念や食文化等への理解を深め、豊かな人間性を養うことが重要です。

このため、家族や友人と楽しみながら食事をとることなど「食を楽しむゆとりの確保」、家庭での料理や作物栽培体験、都市と農村の交流など「体験や交流を通じた豊かな人間性の育成と食の理解促進」、郷土料理や伝統料理などの食文化の継承や食事作法の習得など「日本の食文化や郷土料理等の理解と継承」について取り組みます。

(1) 食を楽しむゆとりの確保

家庭、学校、職場などで、会話をしながら楽しく食べることなどコミュニケーションをとりながらの食事は、心のいやし・心の安定をもたらします。このため、家族や友人と食事をとることのできるゆとりの確保に向け、社会全体での対応を図ります。

ア 給食や弁当を通じた豊かな人間性の育成

- 38 **保幼** 給食や弁当を通じて、子どもたちがみんなで食事をする楽しさやいろいろな物を食べる喜びを実感するようにします。

給食の場合は、調理施設で食事をつくる場面をみたり手伝う機会を大切にしたりするなどの工夫により、食への関心や期待を高めます。

弁当の場合は、献立の相談などを通じた家庭での話題づくりや、各家庭の味付け等の違いから食の多様性を実感するなど、その特性を生かした取組を工夫します。

- 39 **学校** 給食指導などを通じて、食物の生産等に関わる人々へ感謝する心を育むとともに、会食の楽しさを味わいながら、食卓マナーや思いやりの大切さ等についても実感するようにし、社会性の育成に努めます。

イ 家族や友人と食事をとるための環境整備

- 40 **地域** 食生活による健康づくりを推進する講習会等で、家族で食事をとることの重要性を啓発するとともに、家族団らんの大切さを社会全体で認識するよう、県独自に設定した毎月19日の“おうちでごはんの日”を通じて、家族や友人と一緒に楽しく食事をとることを呼びかけます。

- 41 また、男女共同参画の広報・啓発活動などを進め、男女ともに家事に取り組む意識

を育みます。

- 42 **職場** 家族や友人と食事をとることのできる豊かな生活時間を確保するためワーク・ライフ・バランス[※]（仕事と生活の調和）を促進します。

ウ 高齢者の孤食対策等

- 43 **地域** 高齢者単身世帯の増加により懸念される高齢者の孤食や食事をつくる意欲の減退に対応するため、市町村やNPO等が連携して、高齢者同士や地域の子どもの共食の場づくりなどを進めます。

また、配食サービスや買い物代行などにより、食を通じた人とのふれあいの機会づくりに努めます。

(2) 体験や交流を通じた豊かな人間性の育成と食の理解促進

体験に勝る食育はありません。様々な体験や交流を通じて食べることへの感謝の心や豊かな人間性を育てるため、家庭・地域・学校等において、作物の栽培や収穫体験、生産者との交流や食品の流通加工現場の見学などを推進したりするとともに、収穫した農産物を調理したり、自ら調理した料理を家族等とともに味わう機会を提供します。

ア 乳幼児期における食とのふれあい機会の確保

- 44 **地域** いろいろな食べ物や、その材料である野菜や肉、魚などを見て、触って、味わう機会の大切さを啓発します。

- 45 **保幼** 発達段階に応じて園内外で簡単な作物栽培や調理等を子どもたちに体験させることで、食べ物やそれに関わる人々への感謝の気持ちを養い、農産物が食品へと変わる感動を味わう活動を拡充します。

また、家庭における食育の関心を高めるため、親子での収穫や調理体験等を実施するとともに、職員の研修や子どもへの指導においては、農家・農協や食育推進ボランティアなど地域の人材との連携を図ります。

イ 少年期から青年期を中心とした食に関する体験等の充実

- 46 **地域** 親子や高校生を対象とした料理教室等により、子どもが家族のために簡単な料理を作ったり、後片付けを手伝ったりすることを促すとともに、自立した生活を送るまでに食事の面で自らの健康管理が実践できるよう促します。

青年期以降の世代に対しても、料理教室等を通じて、自らの食生活を見直したり、料理を作る楽しさを体験する機会を提供します。

- 47 **学校** 子ども主体による栽培や収穫等の体験学習が、農業者など地域の人材と学校との連携により計画的に展開できるような環境づくりを推進します。

- 48 また、食事作りに参加する能力が備わる小学校高学年や中学生・高校生等を対象に、家庭科での調理実習や子どもが献立を考え調理する料理コンテスト等を通じて、食に関する知識や調理技術の習得を促すとともに、自らが作った食事を友人や家族と食べる喜びや自分のために食事を作っている人への感謝の気持ちを育みます。

ウ 幅広い層に向けた体験・交流の機会の提供

- 49 **地域** 農林漁業者等が一連の農作業等の体験の機会を提供する「教育ファーム^{注)}」や「酪農教育ファーム^{注)}」、「食農教育^{注)}」、生協等による生産者との交流行事、市町村や農協等が開設する市民農園^{注)} や農業塾^{注)} など、体験・交流に関する様々な取組を推進します。
- 50 また、都市と農山漁村との交流を促進するため、交流モデルルートや関連施設、産物などの地域資源について情報発信するとともに、体系的な農林漁業体験メニューの充実など都市住民の受入体制整備への支援を図ります。
- 51 さらに、食品製造企業の生産現場や卸売市場の見学の受入れに関する情報を始め、各地で実施されている農林漁業や食に関する体験に関する情報を一元的に提供します。

(3) 日本の食文化や郷土料理等の理解と継承

米を中心とした日本の伝統的な食生活が失われつつある中、栄養バランスに優れ健康的な食事スタイルである日本の食文化を、次世代に向け保護・継承する取組を進めます。

また、各地域にみられる伝統料理などの食文化は、その地域の自然環境とのかかわりの中で、長い間に培われてきたかけがえのない財産です。この食文化への理解を促進し、継承するための取組を推進します。また、箸使いや食事の並べ方、食事の姿勢などの食事作法や所作の学びについても取り組みます。

ア 子どもに対する食事作法の習得

- 52 **地域** 「いただきます」に始まり「ごちそうさま」に終わる食事作法などのしつけは家庭での教育が基本であるため、家庭における食事作法の習得が円滑に行われるよう、子育て支援センター等において、作法の知識や教え方の手法などの専門家による啓発を行います。
- 53 **保幼** 給食や弁当と一緒に食事をしたり、食を話題にする中で、家庭と連携しながら、どの子ども小学校に入学するまでに基本的な食事作法を身に付けられるようにしていきます。
- 54 **学校** 給食の時間に、食器や箸の持ち方、食事の姿勢など、基本的なマナーを繰り返し指導することにより、望ましい食事のとり方の習慣化を図ります。

イ 給食等における地場産物や郷土料理等の導入促進

55 **保幼** 地域に伝わる食文化にふれる機会をつくるため、給食の献立に地場産物や郷土料理を取り入れるとともに、給食関係者と生産者、行政等との意見交換会を行います。

56 **学校** 旬の地元の食材を学校給食に使用するとともに、郷土料理や行事食を献立に取り入れることにより、地域の食文化にふれる機会を提供し、その魅力や由来を教えて伝承を図ります。

また、地元の生産者と交流を図るとともに、食に関する体験活動を学校給食と関連付けることにより、食べ物を大切にし、生産に関わる人々への感謝の気持ちを育みます。

なお、県内全ての学校給食で“愛知を食べる学校給食の日”を年3回実施します。

57 **職場・地域** 学生食堂や社員食堂の関係者に対して、地場産物や郷土料理等に関する情報を提供することにより、地場産物等を活用した郷土料理等の提供を促進します。

ウ 日本型食生活^{注)}の推進、郷土料理等地域の食文化の継承

58 **地域** 米を中心に地域で生産された豊かな食材を用いた多様な副食からなる日本型食生活の良さを啓発したり、郷土料理等の地域の食文化、伝統的な作物などの紹介を行います。

また、地域の食文化や高齢者が持っている食に関する豊かな知識を、愛知県食育推進ボランティア^{注)}等の食育啓発の主体が行う料理教室等において若い世代が体験できる機会を設け、継承していきます。

1-3 食を通じて環境に優しい暮らしを築くために

資源の本来の価値を大切に「もったいない」の心を持って、食べ残しや食品の廃棄を減らしたり身近なところでとれる農林水産物を積極的に消費・利用することが、環境への負荷の軽減につながります。また、農林水産業や食品製造業においても環境への配慮が必要です。

食べ物の消費と生産の両面からの取組を推進するため、「食生活における環境への配慮の徹底」、「農林水産業への理解と地産地消の一層の推進」、及び「農林水産業や食品産業における環境への配慮の徹底」について取り組みます。

(1) 食生活における環境への配慮の徹底

毎日の食生活における環境への配慮に関する理解を深め、「もったいない」意識の浸透を図り、環境に配慮した食生活の実践に取り組む人づくりを推進します。

ア 子どもに対する環境学習の推進

- 59 **学校** 環境学習副読本「わたしたちと環境」等の活用により、食生活と環境との関わりについて、学びを深めます。また学びに当たっては、単なる知識の習得にとどまらず、自ら考えて行動することを促す等のE S D（持続可能な開発のための教育）の視点を導入するよう配慮します。

イ 環境に配慮した食料品等の購入やリサイクル等の実践

- 60 **地域** 食料品を含む環境に配慮した様々な製品を優先購入するグリーン購入の普及・啓発を実施します。
- また、ペットボトルやびん等の再利用やレジ袋等の削減等、暮らしの中で実施できる食に関連する環境配慮行動の実践を啓発します。

ウ 環境に配慮した食生活の実践

- 61 **地域** 旬の食材を選ぶ、余分な買物をしない、期限表示に注意して保存する、材料のむだを省いた調理をする、作り過ぎない、電気・ガスなどを節約する、水を汚さない工夫をする、外食時には食べきれぬ量のみ注文するなど環境に配慮した食生活の実践を促進します。

(2) 農林水産業への理解と地産地消^{注)}の一層の推進

農林水産業が持つ多面的な役割^{注)}などの正しい理解と身近な農林水産物の消費や利用を促進するため、必要な情報を的確に発信するとともに、食品販売店や学校給食などでの県内産農林水産物の積極的な利用推進や、県内への農林水産物の供給に努めます。

また、愛知県独自の取組「いいともあいち運動^{注)}」の一層の普及を図ります。

ア 農林水産業への関心と理解を深める取組の推進

- 62 **学校・地域** 食料の供給のみならず生物多様性^{注)}の保全や洪水の防止など多様な機能を有している農林水産業の果たしている役割や世界の食料事情などについて正しく理解し、農林水産業への関心が高まるよう、全年代に向けて様々な方法で知識の啓発や情報提供を行います。
- 63 また、農地等の保管理等を行う地域の共同活動への支援を推進し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図ります。

イ 子どもに対する地産地消^{注)}の理解と利用の促進

- 64 **学校** 給食における県内産農林水産物の活用を推進することで、食体験を通じた子どもの地産地消意識を醸成するため、学校給食への地場産物の安定的な供給システムを地域の実情を踏まえて築きます。

ウ 青年期以降における地産地消^{注)}の実践

- 65 **地域** 地元産の新鮮な農林水産物を販売する直売所の整備や情報の提供を推進するとともに、本県農林水産物を使った料理教室を開催するなどして、県産物の消費拡大を図ります。
- 66 また、本県農林水産物を積極的に取り扱う販売店や飲食店等である「いいともあいち推進店^{注)}」の登録拡大や統一キャンペーンの実施に努めます。
- 67 **学校・職場・地域** 大学や職場の食堂、あるいは病院、福祉・介護施設、公共施設などに対し、県内産農林水産物の活用を推進するためのPR活動を行います。

エ 直売所における生産者と消費者の交流

- 68 **地域** 直売所において生産者が消費者と交流する中でニーズを把握し、それに応えた商品やサービスを提供するという消費と生産の好循環を生み出す仕組みづくりを進めます。

(3) 農林水産業や食品産業における環境への配慮の徹底

農林水産業における化学肥料や化学合成農薬の低減や資源循環の推進、食品産業における食品リサイクルの推進など、生産・流通する側も「もったいない」意識を持って環境への配慮を徹底するとともに、それらの取組について社会的な理解が進むよう努めます。

ア 農林水産業における環境への配慮とバイオマス^{注)}の利活用

- 69 **地域** 環境保全に加え農産物の安全や品質向上等にも有効なGAP手法（農業生産工程管理手法）に取り組む産地への支援や、化学肥料や化学合成農薬をできるだけ減らすこと等により環境に優しい農業に取り組む「エコファーマー」の認定者を増やすなど、環境への負荷を軽減する取組を推進します。
- 70 水産業においては、将来にわたって水産資源を持続的に利用するため、資源管理の取組を推進します。
- 71 また、適正に処理された家畜排せつ物の利用を促進するとともに、エコフィード^{注)}（食品残さの飼料化）など多様なバイオマスの利活用を推進します。

イ 食品関連事業者における食品廃棄物等の削減

- 地域** 食品関連事業者が行う食品の製造・流通・販売のそれぞれの過程において生じる
- 72 食品廃棄物等について、発生抑制、再生利用、減量により削減が進むよう各種報告などを通じて事業者の取組を促進します。

ウ フードバンク活動^{注)}の普及啓発

- 地域** 十分安全にもかかわらず様々な理由で廃棄される食料品を社会的弱者に提供する
- 73 「フードバンク活動」について、企業等に取組を紹介するとともに、活動への理解、支援を促進するための普及啓発をします。

2 食育を支える取組

食育は、様々な分野にわたる取組であるとともに、県や関係団体等多くの関係者が一体となって取り組んでいくものです。また県民一人一人が主体的に取り組むことが何より大切です。

食育を効果的に推進するため、市町村を始めとする関係者との連携を図りつつ、「食育にかかる人材の育成と活動の充実」、「関係者の役割分担とネットワークの充実」、及び「いいともあいち運動^{注)}の推進」について取り組みます。

(1) 食育にかかる人材の育成と活動の充実

県民一人一人の主体的な取組がより効果的なものとなるよう、その取組を支援する人材の育成と活動の充実を図ります。

ア 保育・教育機関における推進体制の充実

- 74 **保幼** 保育所保育指針^{注)}や幼稚園教育要領^{注)}、幼保連携型認定こども園教育・保育要領^{注)}に基づき、保育課程や教育課程の中に地域に応じた食育を位置付けるとともに、全職員による連携が図られるよう研修等を行います。
- 75 **学校** 小中学校等における食育推進に当たっては、学校全体で取り組むため、食に関する指導体制を整えることが重要です。このため、栄養教諭^{注)}の配置を促進し、各学校における食に関する指導を推進するための組織づくりを行い、この組織を活用して学校における食育の充実を図ります。
- 76 なお、高校等においては、保健体育や家庭などの教科や総合的な学習の時間などの中で食育の観点から指導を行うために、適切な啓発資料の活用や教職員に対する研修の充実を図ります。
- 77 また、大学においては、管理栄養士・栄養士^{注)}を養成する学科や食品・栄養関連学科などにおいて、学生による一般大学生や地域等への食育活動を行うことで、食育の担い手としての実践力を養います。

イ 社会人を対象とした推進体制の充実

- 78 **地域** 管理栄養士・栄養士^{注)}を対象とした研修会を開催し、食育について一層の資質の向上を図ります。また、管理栄養士・栄養士が配置されていない市町村については、配置を推進します。
- 79 **職場** 企業における管理栄養士・栄養士の採用を促すため、大学側と企業側の交流促進などに努めます。

ウ 愛知県食育推進ボランティア^注の育成と活動の充実

- 80 **地域** 「愛知県食育推進ボランティア」の登録を推進し、講習会、活動発表会の開催等を通じてその育成を図るとともに、食育活動のコーディネートを各地域で実施するなど、活動の充実に対する支援を行います。

エ 食育に係る多様な人材の育成と活動の促進

- 81 **地域** 食生活改善推進員^注を対象とした講習会の開催や、食生活に関連の深い様々な人材（生涯学習支援ボランティア^注、環境学習指導者^注等）に対する食育情報の提供を行うとともに、調理師など専門技能を持つ方々にも、食育推進に協力いただくよう広く呼びかけます。
- 84 また、「輝きネット・あいちの技人(わざびと)^注」を始め、食育活動に取り組む農林漁業関係者を育成し、その活動を促進します。

オ 食育推進資材の作成や調査の実施

- 85 **地域** 食育推進に当たる人材が効果的に食育を啓発できるよう、パンフレットなどの啓発資料や楽しく食育を学ぶことができる食育グッズを作成します。
- また、県民の食生活や健康に関する状況などを把握するため、各種調査を実施します。

(2) 関係者の役割分担とネットワークの充実

地域に根ざした食育を効果的に推進するため、愛知県食育推進ボランティア^注を始めNPO、企業、団体、学校、市町村、県など多様な関係者が各々の強みを生かし役割分担した上で、相互に連携した取組を展開します。

ア 活動主体同士の情報共有と連携の強化

- 86 **地域** 「あいち食育いきいきミーティング」等の開催により食育を実施する幅広い関係者の情報交換や意見調整の場を設けます。
- また、地域ごとにボランティア活動の研修会や交流会等を開催し、活動状況を共有することで、地域の実情に即した活動主体同士の連携を強化します。
- 87 **学校** 栄養教諭^注を中核として、地域の生産者や愛知県食育推進ボランティア等との連携を図り、農林漁業体験活動などを通じて子どもたちの食に対する感謝の気持ちを育みます。

イ 既存のネットワークを活用した関係者間の情報共有

- 88 **地域** 食に関心の高い企業・団体が、「あいち食育サポート企業団^注」や「いいともあい

ちネットワーク^{注)}」、「食育推進協力店^{注)}」に集結している本県の強みを生かし、これらのネットワーク内で食育に関する情報の受発信・共有を行う体制を築くことにより、構成員同士の自発的な連携を促します。

ウ 食育に関する情報発信の充実

- 89 **地域** 食育情報の発信に当たっては、科学的根拠に留意し効果的な発信に努めます。
- 90 また、県ホームページに開設した「食育ネットあいち」の機能を拡充し、食育関連団体・企業等の取組や地場産物入手先など県民が求める情報を一元的に発信します。

(3) いいともあいち運動^{注)}の推進

いいともあいち運動は、県内の消費者と生産者が相互理解や交流を深めたり、地産地消^{注)}を進めることで、県民みんなで県の農林水産業を支えていこうという、本県独自の取組です。

この運動は、本県の食育の柱である、「体」「心」「環境」の全てを横断的に支えていることから、本県の食育を深めるためにも、運動の一層の推進を図っていきます。

ア 運動の定着促進

- 91 **地域** 県産農林水産物を使った商品へのシンボルマークの貼付やイベント等におけるシンボルマークの積極的な活用を進めるとともに、関係者が一体となってキャンペーンを展開します。また運動の趣旨に賛同する方をいいともあいちサポーターとして募集・登録し、情報の提供や意見交換を行うなど、運動の定着を促進します。

イ 協働活動の充実

- 92 **地域** いいともあいちネットワーク^{注)}を一層拡大するとともに、地域ごとに交流会等を実施し、新商品の開発や販路の開拓を支援します。

ウ 県産農林水産物の利用拡大

- 93 **地域** いいともあいち推進店^{注)}の登録推進や社員食堂等における地産地消^{注)}の推進、コンビニエンスストア及びスーパーマーケット各社等と締結した「連携と協力に関する包括協定^{注)}」に基づく新商品の開発・販売などにより、県産農林水産物の利用拡大を図ります。

参考資料 1 用語の解説

【あ行】

愛知県食育推進ボランティア

食生活や栄養の改善、親子料理教室や農林漁業体験活動など、県内各地域で様々な食育の推進活動を自主的に行っている方々を、県が募集・登録し、情報提供や活動の橋渡しなど活動を支援しています。

この制度に登録した個人やグループを愛知県食育推進ボランティアと呼んでいます。

愛知県HACCP導入施設認定制度

HACCP システムとは原材料の受入から最終製品の出荷までの各工程ごとに危害を分析し(HA)、特に重要な管理点(CCP)を連続的に管理することによって、安全な食品を作る衛生管理の手法です。

愛知県では、県内の食品製造業等の施設においてHACCP システムを導入し、一定水準以上の衛生管理が認められた施設を「愛知県HACCP導入施設」として認定しています。

あいち食育サポート企業団

平成 19 年 10 月に、食育に積極的に取り組もうとする愛知県発祥の企業 8 社が自発的に集まり、「あいち食育サポート企業団」を結成しました。平成 26 年度末現在、14 社が参加しています。

いいともあいち運動

県内の消費者と生産者が相互理解や交流を深めたり、地産地消を進めることで、県民みんなで県の農林水産業を支えていこう

という、本県独自の取組です。

「いいともあいち」には、

①県内の消費者と生産者が“いい友”関係になる。

②イート・モア・アイチ・プロダクツ
＝もっと愛知県産品を食べよう
(利用しよう)

の意味が込められています。

いいともあいち推進店

いいともあいち運動の趣旨に賛同し、本県農林水産物を積極的に販売する店舗や食材として利用する飲食店等のうち、県に登録された店です。平成 27 年 10 月末現在で 957 店が登録されています。

いいともあいちネットワーク

いいともあいち運動の趣旨に賛同し、県民に向けて運動の展開を図ろうとする、生産から流通、消費に係る幅広い団体・企業等による、緩やかなネットワークです。平成 27 年 11 月末現在で 1,330 会員に達しています。

栄養教諭・学校栄養職員

栄養教諭は、児童・生徒の栄養の指導及び管理を行い、学校における食育推進の中核的な役割を担う教諭です。児童・生徒に食の自己管理能力や望ましい食習慣を身に付けさせるため、「学校教育法」の改正に伴い平成 17 年度から新たに学校へ配置できることになりました。

学校栄養職員は、栄養士の資格を有する

学校職員です。学校において栄養管理や衛生管理などの給食の管理を行うほか、専門的立場から食育の推進に参画しています。

エコフィード

食品残さを原料として加工処理された家畜用のリサイクル飼料のことです。エコフィード (ecofeed) という言葉自体は、(社)配合飼料供給安定機構が商標登録を取得しており、「エコフィード認証制度」により認証された飼料が、商標と認証マークを使用できます。

【か行】

輝きネット・あいちの技人 (わざびと)

農村輝きネット・あいち (愛知県内の女性農業者等で構成される団体) では、農業や暮らしの技術を持ち、伝承する意欲のある会員を「輝きネット・あいちの技人」として認定しています。

噛ミング30 (カミングサンマル)

より健康な生活を目指す観点から、ひとくち30回以上かむことを目標として、歯科保健分野からの食育を推進する運動です。

環境学習指導者

ここでは、愛知県が実施している、環境学習指導者養成講座「あいちエコカレッジ」の修了生を指します。

管理栄養士・栄養士

管理栄養士、栄養士ともに、栄養士法に基づく資格です。

栄養士は、厚生労働省から栄養士養成施

設として指定認可された学校を卒業して、知事の免許を受けた者です。

管理栄養士は、栄養士の資格を所持した上で、国家試験に合格して厚生労働大臣の免許を受けた者です。主に高度な専門知識及び技術を要する栄養の指導、特別な配慮を必要とする給食管理などを行います。

教育ファーム

子どもから大人まで、生産者の指導のもと、一連の農作業 (同一作物について二つ以上の作業を年間2日以上行う) を体験する機会を提供する取組です。この活動を通じて、体験者が自然の恩恵に感謝し、食に関わる活動を理解することを目的としています。

【さ行】

市民農園

都市住民のレクリエーション、高齢者の生きがいづくり、児童・生徒の体験学習などのために、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園。自治体、農協、農家、企業、NPOなどが開設できます。

生涯学習支援ボランティア

ここでは、県民の生涯学習を支援するために、幅広い分野でボランティア活動をしている人を指します。生涯学習支援ボランティアの情報は、インターネット上の愛知県生涯学習情報システム「学びネットあいち」で得ることができます。

消費生活モニター

本県消費者行政の推進に役立てるため、

県内に居住する満 20 歳以上の方に依頼して、日常生活のなかでの危険な商品、不当な表示、悪質商法、生活必需品の需給・価格動向などの観察・情報提供、アンケートへの協力及び消費者行政に関する意見・要望の提出をしてもらう制度です。

食育推進協力店

栄養成分表示や食育に関する情報提供等を行う飲食店等として、県の「食育推進協力店登録制度」に登録された飲食店等です。平成 20 年 5 月に制度が始まり、平成 26 年度末現在の登録数は 2,730 件となっています。

食事バランスガイド

食生活の改善に向けて、「食生活指針」を具体化するものとして、食事の組合せやおおよその量をイラストを交えて示したもので、平成 17 年 6 月に国が公表しました。

食生活改善推進員

市町村等が開催する「食生活改善推進員養成講座」を修了し、地域における健康づくりの担い手として食生活を通じた様々な健康づくりのボランティア活動を行っている人のことです。「ヘルスマイト」とも呼ばれています。

食生活指針

平成 12 年 3 月、当時の厚生省、文部省及び農林水産省が共同して、国民一人一人が留意すべき事項として次の 10 項目からなる食生活の指針を策定しました。

- ①食事を楽しみましょう
- ②1日の食事のリズムから、健やかな生

活リズムを

- ③主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを
- ④ごはんなどの穀類をしっかりと
- ⑤野菜・果物、牛乳・乳製品、豆類、魚なども組み合わせて
- ⑥食塩や脂肪は控えめに
- ⑦適正体重を知り、日々の活動に見合った食事量を
- ⑧食文化や地域の産物を活かし、ときには新しい料理も
- ⑨調理や保存を上手にして無駄や廃棄を少なく
- ⑩自分の食生活を見直してみよう

食農教育

明確な定義はありませんが、「食教育と農業体験学習を一体的に実施する活動」や「食と、それを生み出す農について体験し学ぶこと」といった意味で用いられています。

食品表示 110 番

食品表示の適正化を図ることを目的に、広く県民から食品の表示に関する問合せや情報提供を受け付けるために平成 14 年 2 月に設置した専用電話のこと。平成 22 年 4 月からは専用メールによる受付も開始しています。

水源のかん養

大雨が降ったときの急激な増水を抑え、しばらく雨が降らなくても流出が途絶えないようにするなど、河川に流れ出る水量や時期に関わる機能です。より広い意味では、水質浄化を含みます。

生活習慣病予防その他の健康増進を目的として提供する食事の目安

厚生労働省が平成 27 年に策定した、日本人の食事摂取基準における各栄養素の摂取基準値を満たすために、どのような種類の食品をどれだけ食べたら良いかを示した目安です。

生物多様性

あらゆる生物の種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態をいい、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念です。

【た行】

地産地消

地域で生産された食料（農林水産物）を地域で消費する取組。消費者にとっては、新鮮な生産物を入手でき、また生産者は消費者ニーズに対応した生産が展開できるなどの効果があります。輸送距離が短いため、地球温暖化等の環境問題への貢献も期待されます。

トレーサビリティ

物品の流通経路を生産段階から最終消費段階あるいは廃棄段階まで追跡が可能な状態をいい、追跡可能性ともいいます。

【な行】

日本型食生活

昭和 50 年頃に我が国で実践されていた、主食である米を中心とし、魚、肉、野菜な

ど多様な副食に果物などが加わった、栄養バランスのとれた食事のことをいいます。

妊産婦のための食生活指針

厚生労働省が平成 18 年に策定した、妊娠期及び授乳期における望ましい食生活の実現に向け、何をどれだけ食べたらよいかをわかりやすく伝えるための指針です。

認定こども園

平成 18 年に創設された、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、地域における子育て支援を実施する施設です。

農業塾

農業の担い手の養成や、農業への理解を深めるため、栽培の基礎を学んだり、農作業の実習等を行うもの。市町村やJA等で開設しています。

農業体験農園

農地を区画貸しする一般の市民農園とは異なり、農地所有者等が自ら行う農業経営の中に、都市住民等が、連続した農作業を体験できるもので、経営の主体が農地所有者等の農業経営者にあることが明確である消費者参加型の農園です。

農林水産業が持つ多面的な役割

県土の保全や水資源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成など、農林水産業が適切に行われることによって発揮される、農林水産物の供給以外のいろいろな役割・機能のことです。

【は行】

バイオマス

石油や石炭といった化石資源を除く、食品廃棄物、家畜排せつ物、未利用の木材や廃材など、動植物に由来する再生可能な有機性資源のことです。

8020（はちまるにいまる）運動

生涯、自分の歯でおいしく食事ができるよう、80歳で20本は自分の歯を保つことを目指す運動です。平成元年に愛知県で提唱され、全国に広まっています。

「早寝早起き朝ごはん」運動

地域、学校等、家庭が一体となって、子どもの基本的な生活習慣を整えるため、平成18年4月から文部科学省や日本PTA全国協議会などが全国展開している運動です。

フードバンク活動

包装の傷みなどで、品質に問題がないにもかかわらず市場で流通できなくなった食品を、企業から寄附を受け生活困窮者などに配給する活動です。日本では平成14年に初のフードバンク団体が設立され、現在は愛知県内にもNPO法人があります。

保育所保育指針

厚生労働省が告示する、保育所における保育の内容や運営に関する事項を定めた指針です。保育所における食育は、この指針を基本として取り組まれます。

保健機能食品

保健機能食品は、機能性の表示ができる

食品で、特定保健用食品、栄養機能食品及び機能性表示食品の三つに分類されます。

特定保健用食品とは、身体の生理学的機能等に影響を与える保健機能成分を含み、特定の保健の目的が期待できる食品で、国が食品毎に審査を行い、許可されたものです。

栄養機能食品とは、科学的根拠が確認された栄養成分（ビタミン、ミネラルなど）を一定の基準量含む食品で、国が定めた表現により機能性を表示することができます。

機能性表示食品は、事業者の責任において科学的根拠に基づいた機能性を表示した食品です。

【ま行】

メタボリックシンドローム

Metabolic Syndrome(内臓脂肪症候群)
内臓脂肪型肥満やこれに伴う高血糖、高血圧又は血中脂質異常を重複的に発症させている状態をいい、動脈硬化性疾患の発生頻度が高まるとされています。

【や行】

幼稚園教育要領

文部科学省が告示する、幼稚園における教育課程の基準です。幼稚園における食育は、この要領を基本として取り組まれています。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

内閣府、文部科学省、厚生労働省が告示する幼保連携型認定こども園における教育課程その他の教育及び保育内容を策定した

もの。幼保連携型認定こども園以外の認定こども園においても本要領を踏まえることとされている。認定こども園における食育は、この要領を基本として取り組まれています。

【ら行】

酪農教育ファーム

酪農体験を通じて食といのちの学びを支援することを目的として、酪農や農業、自然環境、自然との共存関係を学ぶことができる、(社)中央酪農会議が認定した牧場や農場のことです。

リスクコミュニケーション

社会を取り巻くさまざまなリスクに関する情報や意見を、行政、専門家、企業、消費者などの関係者の中で相互に交換し、相互理解を深めることです。

連携と協力に関する包括協定

県民の安心・安全の向上と地域の一層の活性化に資するため、地域の農林水産物、加工品などの販売・活用や、災害時における徒歩帰宅者の支援などについて、県がコンビニエンスストア及びスーパーマーケットと締結する協定です。平成28年2月末現在、8社と締結しています。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

働く人が「仕事」と「生活」を両立でき

る状態をいいます。「ライフ（生活）」の中には、子育てや介護などの家庭生活だけでなく、地域活動やボランティア、自己啓発、趣味などあらゆる活動を含みます。

ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、企業と働く者が協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革と併せて働き方の改革に自主的に取り組んでいくことが重要です。

参考資料 2 食育基本法・食育推進基本計画のポイント

【食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）のポイント】

1 目的

国民が健全な心身を培い、豊かな人間性を育む食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とする。

2 関係者の責務

- (1) 食育の推進について、国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者、国民等の責務を定める。
- (2) 政府は、毎年、食育の推進に関して講じた施策に関し、国会に報告書を提出する。

3 食育推進基本計画の作成

- (1) 食育推進会議は、以下の事項について食育推進基本計画を作成する。
 - ① 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
 - ② 食育の推進の目標に関する事項
 - ③ 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
 - ④ その他必要な事項
- (2) 都道府県は都道府県推進計画、市町村は市町村推進計画を作成するよう努める。

4 基本的施策

- ① 家庭における食育の推進
- ② 学校、保育所等における食育の推進
- ③ 地域における食生活の改善のための取組の推進
- ④ 食育推進運動の展開
- ⑤ 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
- ⑥ 食文化の継承のための活動への支援等
- ⑦ 食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

5 食育推進会議

- (1) 内閣府に食育推進会議を置き、会長（内閣総理大臣）及び委員（食育担当大臣、関係大臣、有識者）25 名以内で組織する。
- (2) 都道府県に都道府県会議、市町村に市町村会議を置くことができる。

【第3次食育推進基本計画（内閣府、平成28年3月18日）のポイント】

はじめに

様々な関係者がそれぞれの特性を生かしながら、多様に連携・協働し、その実効性を高め、国民が実践しやすい社会環境づくりに取り組むことが必要。

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

1 重点課題

- (1) 若い世代を中心とした食育の推進
- (2) 多様な暮らしに対応した食育の推進
- (3) 健康寿命の延伸につながる食育の推進
- (4) 食の循環や環境を意識した食育の推進
- (5) 食文化の継承に向けた食育の推進

※重点課題に取り組むに当たって留意する2つの視点

○子どもから高齢者まで、生涯を通じた取組を推進

○国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等が主体的かつ多様に連携・協働しながら食育の取組を推進

2 基本的な取組方針

- (1) 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- (2) 食に関する感謝の念と理解
- (3) 食育推進運動の展開
- (4) 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- (5) 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- (6) 我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- (7) 食品の安全性の確保等における食育の役割

第2 食育の推進の目標に関する事項

- (1) 食育に関心を持っている国民を増やす（75.0%→90%以上）
- (2) 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす（週9.7回→週11回以上）
- (3) 地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす（64.6%→70%以上）
- (4) 朝食を欠食する国民を減らす（子ども4.4%→0% 若い世代24.7%→15%以下）
- (5) 中学校における学校給食の実施率を上げる（87.5%→90%以上）

- (6) 学校給食における地場産物等を使用する割合を増やす
(地場産物 26.9%→30%以上 国産食材 77.3%→80%以上)
- (7) 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす
(国民 57.7%→70%以上 若い世代 43.2%→55%以上)
- (8) 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民を増やす (69.4%→75%以上 等)
- (9) ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす (49.2%→55%以上)
- (10) 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす (34.4 万人→37 万人以上)
- (11) 農林漁業体験を経験した国民を増やす (36.2%→40%以上)
- (12) 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす
(67.4%→80%以上)
- (13) 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす (国民 41.6%→50%以上 若い世代 49.3%→60%以上)
- (14) 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす
(国民 72.0%→80%以上 若い世代 56.8%→65%以上)
- (15) 推進計画を作成・実施している市町村を増やす (76.7%→100%)

第3 食育の総合的な促進に関する事項

- (1) 家庭における食育の推進
- (2) 学校、保育所等における食育の推進
- (3) 地域における食育の推進
- (4) 食育推進運動の展開
- (5) 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
- (6) 食文化の継承のための活動への支援等
- (7) 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- (1) 多様な関係者の連携・協働の強化
- (2) 地方公共団体による推進計画の作成等とこれに基づく施策の促進
- (3) 積極的な情報提供と国民の意見等の把握
- (4) 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用
- (5) 基本計画の見直し

参考資料 3 愛知県食育推進会議条例（平成 18 年愛知県条例第 4 号）

（設置）

第一条 食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第三十二条第一項の規定に基づき、愛知県食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条 推進会議は、愛知県食育推進計画を作成し、及びその実施を推進する。

（組織）

第三条 推進会議は、会長及び委員二十九人以内で組織する。

2 会長は、知事をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、食育に関して十分な知識と経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

（会議）

第四条 推進会議は、会長が招集する。

2 推進会議においては、会長が議長となる。

3 推進会議は、会長（会長に事故があるときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門委員）

第五条 推進会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（雑則）

第六条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料4 愛知県食育推進会議委員名簿（平成27年度）

（五十音順、敬称略 平成27年7月15日現在）

氏名	所属・役職等	備考
大村 秀章	愛知県知事	会長
伊藤 富士子	公益社団法人愛知県医師会 理事	
井上 庄吾	愛知県農業協同組合中央会 専務理事	
梅田 佳宏	日本労働組合総連合会愛知県連合会 社会政策局長	
大島 純子	愛知県小中学校長会給食委員会 副委員長	
小川 眞由美	愛知県食生活改善推進員連絡協議会 副会長	
加古 三津代	公益財団法人愛知県学校給食会 理事長	
川島 敬一	愛知県酪農農業協同組合 参事	
北谷 方也	生活協同組合コープあいち 理事	
金 兌勝	一般社団法人愛知県薬剤師会 常務理事	
草野 由美子	愛知県小中学校PTA連絡協議会 副会長	
栗木 節子	愛知県国公立幼稚園・子ども園長会 副会長	
小池 くるみ	日本チェーンストア協会中部支部 参与	
小林 えつ美	公募委員	
酒井 映子	愛知学院大学 教授	
佐々 美紀	公益社団法人愛知県栄養士会 常務理事	
杉野 由起子	愛知県栄養教諭・学校栄養職員研究協議会 会長	
野田 敦敬	国立大学法人愛知教育大学 教授	
長谷川 正己	愛知県食品産業協議会 副会長	
平賀 眞美子	愛知消費者協会 名古屋支部役員	
松村 直美	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会保育部会 副部会長	
丸山 修	公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団 常務理事	
村松 桂子	農村輝きネット・あいち 会長	
八木 光世	中日新聞社編集局生活部 部長	
山本 衛	愛知県経営者協会総務・企画部 部長	
渡邊 正臣	一般社団法人愛知県歯科医師会 会長	
渡会 健治郎	愛知県農業経営士協会 会長	
和出 隆治	愛知県漁業協同組合連合会 代表理事常務	
加藤 正人	愛知県農林水産部長	
野村 道朗	愛知県教育委員会教育長	

参考資料5 第3次愛知県食育推進計画検討会設置要綱

(目的)

第1条 第3次愛知県食育推進計画案を作成するため、愛知県食育推進会議運営要綱第7条の規定に基づき、「第3次愛知県食育推進計画検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 検討会は、別表に掲げる者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

2 検討会には座長を置き、構成員の互選により定める。

3 座長に事故があったときは、あらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

(運営)

第3条 検討会は、農林水産部長が招集する。

2 座長は必要があると認めるときは、検討会に構成員以外の者の出席を求めて、その意見を聴取することができる。

3 構成員に事故があったときは、委任された者が職務を代理することができる。

(庶務)

第4条 検討会に関する庶務は、農林水産部食育推進課において処理する。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月13日から施行する。

◎第3次愛知県食育推進計画検討会構成員名簿(五十音順、敬称略)

氏 名	所 属 等	備考
梅田 佳宏	日本労働組合総連合会愛知県連合会 社会政策局長	
小川 眞由美	愛知県食生活改善推進員連絡協議会 副会長	
小池 くるみ	日本チェーンストア協会中部支部 参与	
小林 えつ美	愛知県食育推進会議 公募委員	
酒井 映子	愛知学院大学 教授	座長
野田 敦敬	愛知教育大学 教授	
林 紫	愛知県栄養教諭・学校栄養職員研究協議会 常任理事	
間瀬 堅一	愛知県漁業協同組合連合会 総務部長	
松村 直美	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会保育部会 副部会長	
箕浦 明海	生活協同組合コープあいち 常勤理事	
宮崎 幸恵	愛知県小中学校長会給食委員会 給食委員長	
村上 光男	愛知県農業協同組合中央会 地域振興部長	

参考資料6 食育推進に関するお問い合わせ先

◎愛知県

名 称	電話・ファクシ	電子メール・URL
農林水産部食育推進課 (総合窓口、農林水産関係)	TEL 052-954-6396 FAX 052-954-6940	E-mail shokuiku@pref.aichi.lg.jp URL http://www.pref.aichi.jp/shokuiku
健康福祉部医療福祉計画課 (健康福祉関係)	TEL 052-954-6265 FAX 052-953-6367	E-mail iryofukushi@pref.aichi.lg.jp URL http://www.pref.aichi.jp/iryofukushi
教育委員会事務局健康学習課 (教育関係)	TEL 052-954-6794 FAX 052-954-6965	E-mail kenkogakushu@pref.aichi.lg.jp URL http://www.pref.aichi.jp/kyoiku/kenkogakushu

◎関係団体等

名 称	電 話	URL 等
愛知県栄養教諭・学校栄養職員研究協議会	—	http://www.aichi-ek.com/
愛知県漁業協同組合連合会	052-971-3501	
愛知県経営者協会	052-221-1931	http://www.aikeikyo.com/
愛知県国公立幼稚園長会	052-961-5506	(問合せ先 名古屋市立第一幼稚園)
愛知県小中学校PTA連絡協議会	052-251-8820	http://www.aichi-syoucyuu-p.com/
愛知県小中学校長会	052-261-8152	
愛知県食生活改善推進員連絡協議会	052-954-6271	(問合せ先 県健康対策課内)
愛知県食品産業協議会	052-541-2211	
愛知県農業協同組合中央会	052-951-6940	
愛知県農業経営士協会	052-954-6413	(問合せ先 県農業経営課内)
愛知県酪農農業協同組合	0564-53-2450	
愛知消費者協会	052-962-2530	
一般社団法人愛知県歯科医師会	052-962-8020	http://www.aichi8020.net/
一般社団法人愛知県薬剤師会	052-231-2261	http://www.apha.jp/
公益財団法人愛知県学校給食会	0562-92-3161	http://aigaku.org/
公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団	0562-82-0205	http://www.ahv.pref.aichi.jp/ahpf/index.htm
公益社団法人愛知県医師会	052-241-4151	http://www.aichi.med.or.jp/
公益社団法人愛知県栄養士会	052-332-1113	http://www.aichiken-eiyoushikai.or.jp/
社会福祉法人愛知県社会福祉協議会保育部会	052-212-5509	http://www.aichi-fukushi.or.jp/
生活協同組合コープあいち	052-703-1501	http://www.coop-aichi.jp/
日本チェーンストア協会中部支部	0587-24-8141	(事務局 コニー株式会社内)
日本労働組合総連合会愛知県連合会	052-684-0005	http://www.rengo-aichi.or.jp/
農村輝きネット・あいち	052-954-6409	(問合せ先 県農業経営課内)

愛知県食育推進会議

事務局 愛知県農林水産部食育推進課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-6396（ダイヤルイン） E-mail shokuiku@pref.aichi.lg.jp

「食育ネットあいち」ホームページ <http://www.pref.aichi.jp/shokuiku/shokuikunet/index.html>